

森林管理およびチェーンオブカスタディー認証審査レポート:

速水林業森林管理グループ グループ森林

SCS 森林保全プログラム

FSC 認定認証機関 SCS

認証登録番号

SCS-FM/COC-00155P

提出先:

速水林業

三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦 345

主任審査員: 白石則彦

審査日: 2009年10月14-15日

レポート日付: 2010年1月

更新日: 2010年2月1日

SCIENTIFIC CERTIFICATION SYSTEMS
2000 Powell St. Suite Number 1350
Emeryville, CA 94608, USA
www.scscertified.com

SCS 連絡先: デーブ・ウェイガー dwager@scscertified.com

顧客連絡先: 速水 亨 氏

レポートの構成

本審査結果レポートは2つのセクションに分かれている。セクションAでは、森林管理協議会(Forest Stewardship Council)の要求事項に従い公開サマリー及び背景情報が記載されている。このセクションは公開され、審査過程、森林管理のプログラム及び方針、審査結果等の概要が伝えられる。セクションAはSCSのウェブサイト(www.scscertified.com)に認証発行後30日以内に掲載される。セクションBでは、速水林業森林管理グループの審査に関するより詳細な結果と情報が述べられている。

序文

サイエンティフィック・サーティフィケーション・システムズ(SCS)は森林管理協議会(Forest Stewardship Council: FSC)に認定された認証機関であり、速水林業森林管理グループの更新審査を行った。FSC/SCS 認証システムの下では、国際基準を満たしている森林管理は「適切に管理されている」として認証されうる。そのことによって、市場において、FSC のロゴマークを使用することができる。

2009年10月14-15日に、SCSによって天然資源の専門家が審査チームとして結集され、2日間の審査を実施した。審査チームは森林の視察のほか書類、インタビューを通して審査を行い、56のFSC規準に対する適合を判断し、認証に値するとの結論が下された。

本レポートは速水林業森林管理グループの森林管理に対してFSC認証の発行の推奨を支持するものである。

認証発行の際には、SCSはこの公開概要レポートをウェブサイトに掲載する予定である(www.scscertified.com)。

序文.....	3
セクション A 公開概要および背景情報.....	6
1.0 一般情報.....	6
1.1 FSC 要求データ.....	6
1.2 管理状況.....	7
1.2.1 環境的側面.....	8
1.2.2 社会経済的背景.....	9
1.3 森林管理事業体.....	9
1.3.1 土地利用.....	9
1.3.2 認証対象範囲外の土地.....	10
1.4 管理計画.....	10
1.4.1 管理目的.....	10
1.4.2 森林構成.....	10
1.4.3 林業システム.....	11
1.4.4 管理システム.....	11
1.4.5 モニタリングシステム.....	11
1.4.6 最大持続的収穫量の推定値.....	11
1.4.7 過去、現在、そして将来計画されている生産量.....	12
1.4.8 化学的殺虫剤の使用.....	12
2.0 適用されたガイドライン / 基準.....	12
3.0 認証審査過程.....	12
3.1 審査日.....	12
3.2 審査チーム.....	13
3.3 審査過程.....	13
3.3.1 日程.....	13
3.3.2 管理システムの評価.....	15
3.3.3 審査した森林管理事業体の選択.....	16
3.3.4 訪問サイト.....	16
3.3.5 利害関係者への聞き取り.....	16
3.4 審査に要した合計時間.....	18
3.5 適合の判断のプロセス.....	19
4.0 審査結果.....	20

表 4.1 FSC の原則と基準に対する森林管理事業体の顕著な長所及び短所.....	21
4.2 事前条件.....	28
5.0 認証の判断.....	28
5.1 認証の推奨.....	28
5.2 以前の改善要求事項.....	28
6.0 年次監査.....	31
7.0 SCS 苦情調査手順の概要.....	31
セクション B 更新審査の詳細な結果.....	33
1.0 詳細な評価及び適合.....	33
1.1 論争中の問題.....	73
2.0 製品の追跡、識別.....	73
2.1 認証製品と非認証製品の混在リスクの評価.....	73
2.2 丸太管理システムの説明.....	74
2.3 COC が終わる時点.....	74
2.4 COC が終わる時点での視覚的識別.....	74
3.0 グループ管理.....	Error! Bookmark not defined.
3.1 責務分担.....	Error! Bookmark not defined.
3.2 グループ管理規準への適合.....	Error! Bookmark not defined.
3.3 グループサンプリングと年次監査.....	Error! Bookmark not defined.
3.4 グループの大きさや範囲.....	Error! Bookmark not defined.
3.5 グループメンバー.....	Error! Bookmark not defined.
3.6 グループ管理の評価.....	Error! Bookmark not defined.

セクション A 公開概要および背景情報

1.0 一般情報

1.1 FSC 要求データ

申請者	速水林業森林管理グループ
担当者	速水 亨 氏
住所	速水林業 〒519-3413 三重県北牟婁郡紀北町海山区引本 浦 345
電話	0597-32-0001
ファックス	0597-32-1012
Eメール	hayami_forest@zvtv.ne.jp
認証番号	SCS-FM/COC-00155P
認証有効期限	2015年1月31日
認証の種類	グループ
グループメンバーの数	1
人相範囲に含まれる森林管理事業体の数	
100 ha 未満	0
100 - 1000 ha	0
1000 - 10 000 ha	1
10 000 ha 以上	0
認証森林の位置	日本、紀北町
緯度	北緯 34 度 6 分
経度	東経 136 度 14 分
森林帯	温帯林
森林管理事業体に含まれる認証対象合計面積	
100 ha 未満	0
100 ha 以上 1000 ha 未満	1,070ha
管理の軽度な森林の規準に該当する森林	0
全認証対象森林面積	
私有林 ¹	1,070 ha
公有林	0
地域有林	0
認証対象森林で働く森林作業員数(請負作業員を含む)	18
商業的伐採から保護され、保全を主目的として	62

¹「私有林」の区分には公有林で企業に管理を委託している森林を含む。分収林など。

管理されている森林・非森林面積	
商業的伐採から保護され、非木材林産物またはサービスを主目的として管理されている森林	0
保護価値の高い森林に分類される森林	0
存在する高い保護価値のリスト ²	なし
化学的殺虫剤の使用	なし
生産林面積(木材を伐採する森林)	820
認定管理料(AAF)を計算するための「人工林」に区分される生産林面積	820
主に植林により更新される森林面積 ³	820
主に天然更新により更新される森林面積	0
認証範囲に含まれる主な商業的木材・非木材の種のリスト(植物学名と通常取引名)	ヒノキ (Chamaecyparis obtusa) 及びスギ (Cryptomeria japonica)
商業的木材の推定年間伐採可能量(AAC)	4,500 m ³
認証範囲に含まれる非木材林産物の種類別推定年間生産量	なし
FM/COC 認証の範囲に含まれ、FSC 認証製品として販売できる製品区分のリスト(製品の概要を含む。例えば、丸太、パルプ用木材、製材品、乾燥製材品、チップ、樹脂、非木材林産物など)	立木、丸太、製材品、木工製品

1.2 管理状況

日本国内での私有林事業体として、速水林業森林管理グループの管理は以下のような国の規則にしたがっている。この地域の森林管理者に最も関係のある主要な規則には以下のようなものがある。

- 森林・林業基本法
- 森林法
- 砂防法
- 自然環境保全法

² 高い保護価値は ProForest High Conservation Value Forest Toolkit (2003) (www.ProForest.net) で示されている番号方式に従って区分される。

³ この面積は主に植林によって更新される全面積であり、毎年植林される場所ではない。この面積は、認定管理料(AAF)の計算または他の目的のために決められる「植林」の区分の面積とは異なりうる。

- 自然公園法
- 森林病虫害等防除法
- 種苗法
- 農薬取締法
- 生物多様性基本法
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

1.2.1 環境的側面

日本の森林面積は、約 2,500 万 ha で国土面積に占める森林の割合は 67%である。総蓄積は 45 億 m³ あり、毎年約 8000 万 m³ ずつ増加している。このうちスギ・ヒノキ・カラマツなどの人工林面積は約 1,000 万 ha あり、全森林面積に占める人工林率は約 40%である。この人工林のうち 7 割が間伐など保育の必要な年齢で、その遅れが原因となって多くが過密で不健康な林相となっている。天然林についても、蓄積は年々増加しているが、その 5 割は 50 年生以下の比較的若い森林であり、多くは戦後かつて薪炭林等として利用されていた広葉樹二次林である。我が国の森林は、多くが山岳地帯に存し傾斜 30 度を越す斜面にあり、年降水量も多くが日本の平均である 1,600mm を超す多雨条件の中で成林している。そして、特に夏季の高温多湿の気象条件下で、植物の成育に適している。しかし、シダ類やササ類が繁茂し易く、目的樹種の生育を阻害する要因の一つとなっている。このため、森林を維持・造成し、永続的に利用していくためには、森林の状況に応じ、下草刈り、ツル切り、除伐等の保育、間伐や適切な伐採の実施など、積極的な森林管理が不可欠となっている。

速水林業は、険しい地形で知られる本州紀伊半島の太平洋岸に位置する。速水林業所有山林の標高は、海拔 800m 以下である。傾斜は 30% 以上の所が多い。この険しい地形にもかかわらず、この地域では地質と下層植生により土壌流失と地滑りは深刻な問題ではない。この地域の年平均気温は、6 から 26°C の間である。年平均降水量は、約 3,900mm である。

速水林業は、暖帯常緑広葉樹林帯の気候区分地域にある。これらの自然林は、主に常緑のシイ・カシ類である。一般的に自然林は、多層に樹冠が重なり、多様な

樹齢を有する。速水林業所有山林の半分以上はヒノキとスギの針葉樹林によって占められており、これはこの地域の代表的な土地利用である。

何世紀にも亘る育林と商業的木材収穫、特に高密度の針葉樹林により、紀北町、さらには三重県の森林は典型的な人工林を主体とした風景となっている。紀北町海山区は、10,000ヘクタール近い森林に覆われ、その約3分の2は針葉樹人工林、それ以外は広葉樹二次林である。さらに大きく見ると、日本国内における森林のおよそ60%が天然林である。但し、過去の人為的干渉により、ある程度の変化が認められる。その残り約40%の森林は、針葉樹人工林である。

速水林業における人工針葉樹林と広葉樹二次林の分布は、紀北町及び三重県全体で見られるものと類似している。

1.2.2 社会経済的背景

速水林業は、本州、紀伊半島の太平洋岸沿いにある森林地域に位置する。速水林業は、尾鷲近隣の小さな海沿いの町、紀北町海山区にある。紀北町における産業は、天然資源に大きく依存する漁業及び林業が中心である。紀北町海山区では、2軒の林業家が大規模林業を営んでおり、速水林業はその1つである。そして、速水林業は18世紀より継続的な経営を営んできた。

社会経済的観点より、速水林業は紀北町の地域経済において長期にわたり重要であると認められる。速水林業は、18人の従業員を持ち、そのほとんどが何年も亘り雇用されている。近年の日本林業衰退の中で、速水林業のこの継続的な雇用は、周辺地域で一際目立つ。

1.3 森林管理事業体

1.3.1 土地利用

速水林業は、紀伊半島南東部太平洋岸沿いにある森林地域、尾鷲近隣の小さな海沿いの町、紀北町にある。

速水林業は、速水家により18世紀後半から持続的経営が行われてきた。速水林業は、約1070ヘクタールの森林を所有し、その約820ヘクタールで森林施業が行われている。

今回の更新審査より、速水林業は速水林業森林管理グループによる認証へと切り替えられる。しかし、更新審査の時点では、新たなグループメンバーは決定しておらず、単独認証からグループ認証へのシステムの切り替えのみを行った。現在の森林管理事業体は速水林業のみである。今後想定されているグループメンバーは、紀北町および周辺市町村の森林所有者である。

1.3.2 認証対象範囲外の土地

速水林業森林管理グループは本認証対象地のほかには林地を所有していない。

1.4 管理計画

1.4.1 管理目的

速水林業の管理目的は以下のとおりである。

高品質のヒノキ材の生産

市場、社会経済、生態系の条件の変化に適応する持続的な森林経営の実践
有用な雇用機会の提供と従業員の幸福な生活のための努力

速水林業の管理目的はウェブサイトで明確に紹介されている。

<http://www.re-forest.com/hayami/>

1.4.2 森林構成

速水林業は、約1070ヘクタールの森林を所有し、その約820ヘクタールで森林施業が行われている。速水林業の所有している森林は、手を加えられていない地域では広葉樹林、管理されているところは、ヒノキを主体とした人工針葉樹林である。

なお、樹種別の森林資源構成は以下のとおりである。

樹種	面積(ha)	材積(m ³)	年間成長量(m ³)
ヒノキ (<i>Chamaecyparis obtusa</i>)	805.31	177,602	3,951
スギ (<i>Cryptomeria japonica</i>)	4.09	690	35
アカマツ (<i>Pinus densiflora</i>)	1.47	209	6

広葉樹	250.16	24083	512
-----	--------	-------	-----

1.4.3 林業システム

速水林業の人工針葉樹林は、皆伐期に相当する林齢 80-120 年生を含む多様な林齢の一斉林からなる。

針葉樹林管理は、大きく 2 つに分類される：普通林と制限林。速水林業の林地において、制限林は水源かん養保安林など法的規制を伴うものなどを指す。そのような地域では、木材管理方法は普通林での管理に比べて制限されている。水源かん養保安林・土砂流出防備保安林は、施業区全体の 54% を占める。

速水林業の全林分蓄積量は約 203,000m³、年平均成長量は約 4,500m³(全蓄積量の約 2%)である。

1.4.4 管理システム

速水林業は、速水 亨氏の日々の直接的な監督下にある 13 人の林業作業員及び 5 名の事務職員により管理されている。

1.4.5 モニタリングシステム

速水林業森林管理グループでのモニタリングには、木材の体積と価格、生産性、森林管理の効率性の定期的な調査が含まれている。そして、収穫前、収穫後踏査を通じて森林成長と更新のモニタリングを実施し、資源量を推定している。またチェックリストを使用し、作業前後に、動植物を含む環境のモニタリングを実施している。

また、国土交通省に要請し、高速道路建設が建設地周辺の林分に与える影響のモニタリング(成長量、土壌水分、風向・風速)を行っている。おそらく高速道路建設に伴う周辺林分の環境調査としては日本初である。また、建設地に隣接する林分には以前から三重大の気象観測器が設置されていたため、このデータを活用し、工事前後の影響の有無を確認している。

1.4.6 最大持続的収穫量の推定値

最大の持続的収穫量は、年間成長量と同じ約 4,500m³ と見積もられている。

1.4.7 過去、現在、そして将来計画されている生産量

速水林業では森林簿を管理している。森林簿は収穫前、収穫後の森林資源調査により随時更新されており、正確である。この結果を用い立木幹材積表を調整しており、将来の生産量の予測と年間許容伐採量もこの森林簿と材積表を元に計算される。

年	間伐量 (m ³)	間伐面積 (ha)	主伐量 (m ³)	主伐面積 (ha)
2007	1,433	46.54	958	3.8
2008	627	13.2	1,321	5.6
2009 計画量				

1.4.8 化学的殺虫剤の使用

速水林業の管理においては過去に下刈りの回数軽減のため除草剤を使用していた。しかし、現在は除草剤は使用していない。

2.0 適用されたガイドライン / 基準

申請者の森林は日本に存在するため、本レポートの対象となる認証審査は、日本を対象とした SCS 暫定基準を用いて行われた。基準は SCS のウェブサイト http://www.scsertified.com/forestry/forest_programmat_fm.html、または SCS への請求により入手可能である。

SCS 暫定規準の日本版は、SCS 暫定規準に日本での人工林管理を反映させるように修正して作成された。現地審査が始まる約 1ヶ月前に、暫定規準の日本版の草稿について利害関係者に通知され、意見が求められた。この規準についての意見はなかった。

3.0 認証審査過程

3.1 審査日

現地審査は 2009 年 10 月 14 - 15 日に行われた。

3.1.1 審査した項目及び場所の選択理由

現場審査の日程は、審査チームに対し、幅広く多様な森林の状態と速水林業の管理業務を示せるように明確に計画された。審査チームは、速水林業の管理業務の現場審査が、認証の判断にいたるための範囲と程度の面において十分満足できるものであったと認めた。

3.2 審査チーム

白石則彦：白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授である。以前は 10 年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた（筑波本所，および北海道支所）。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

小川直也：小川氏は、わが国における FSC 森林認証審査に数多く参加した。アマタ株式会社に所属し、同社の森林認証事業の審査員を務めている。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

3.3 審査過程

3.3.1 日程

更新審査の現場審査は 2009 年 10 月 14 日、15 日に行われた。過去数年間に行われた伐採に注目し、さまざまな森林構成や管理状況のサイトを含んでいた。また、速水林業は、今回の更新審査より、周辺の森林所有者をグループメンバーとして追加するためのグループ認証への切り替えの申請を行った。そのため、グループ認証システムの審査を新たに行った。

現場審査過程

1日目:

午前

事務所での聞き取り及び書類の確認

- 2009年第4回年次監査推奨事項への対応状況の確認
 - 森林の生態学的機能の活用：フォレストック認定制度（CO2吸収量と生物多様性保全）、オフセット・クレジット制度等について
 - 新しい作業現場における労働者への教育訓練
 - 高速道路建設に伴う影響のモニタリング
- 一般背景(従業員、土地の履歴、管理方針、インフラ)

1箇所目: ヒノキ間伐地

- 50年生弱のヒノキ林
- 昨年間伐実施
- 台風による軽度の被害
- 他所有者の隣接地を伐採した際に貸し出した架線道の跡

2箇所目: 高速道路工事現場

- 高速道路建設のため収用された土地
- 高速道路建設地を伐開したため枯れた周辺の数本の立木 - 国土交通省に連絡済み
- 林道を工事関係者の駐車場として無償貸付 - 立木を保護するためにゴムシートを巻いている

3箇所目: スギ枝打ち実施地および隣地の若齢ヒノキ林

- 将来除伐する立木は枝打ちしないことによる作業の効率化
- 適切な時期での枝打ち
- ヒノキ林は以前枝打ちを実施し、近々除伐をする予定。
- ヒノキの幹に対するシカの角とぎ被害 - 成長に問題なければ、被害部分より上部を成長させて利用する予定

午後

4箇所目: ヒノキ間伐地 (大田賀山林、作業中)

- 台風による根返り木を伐採、搬出
- 安全作業手順について議論 - 風倒木の伐採には非常に危険が伴うが、10数年以上前から安全マニュアルを作成し徹底

5箇所目: 土場

- 近隣の他所有者の材を集積・仕分けし、販売するための拠点として松阪木材に土地を貸し出し。
- 認証材と非認証材の置き場を分け、カラーコーンとバーにより非認証材置き場を明示。

6箇所目: 苗床

- 通常の他、セラミック管とビニールチューブ、生分解性プラスチックチューブを用いた挿し木による先進的な苗木生産試験。
- 次第に拡大している。現在はヒノキ約10万本の苗を育成中。
- 春と秋に採穂。春挿しは秋植可。秋挿しは翌年秋植可。
- 他地域の行政関係者による視察が行われていた。
- 実現化に向け改善を継続中。

7箇所目: ヒノキ異齢林の観察 (大田賀山林)

- 若齢から100年生以上の高齢まで、小面積皆伐、更新による多様なモザイク状林分の形成
- 高速道路建設に伴い建設された新規林道
- 他地域の行政関係者による視察が行われていた。

2日目:

午前

事務所での聞き取り及び書類の確認

- グループ認証への切り替えに伴う速水林業グループ森林管理規定の確認
- グループの環境方針、各種作業手順、木材販売手順等の確認
- SCS森林管理認証グループ認証基準書によるチェック

午後

事務所での聞き取り及び書類の確認

- SCS暫定基準書によるFSC原則と基準への適合の確認
- 審査員打ち合わせ
- 更新審査結果の発表及び最終のインタビュー

3.3.2 管理システムの評価

速水林業森林管理グループが採用しているシステムをSCSが評価するプロセスは以下のとおりである。

- 森林認証、審査方法、森林管理、野生生物生態、森林生態、社会科学、それに日本での森林の知識について、資格や経験があるSCS審査員のチームの編成
- 速水林業森林管理グループの森林施業に関する書類の確認
- 速水林業森林管理グループの過去のFSC認証審査の確認

- 速水林業森林管理グループ森林管理職員へのインタビュー
- 速水林業森林管理グループ森林での2日間の現地調査

3.3.3 審査した森林管理事業体の選択

今回の更新審査より、速水林業は速水林業森林管理グループによる認証へと切り替える。しかし、更新審査の時点では、新たなグループメンバーは決定しておらず、単独認証からグループ認証へのシステムの切り替えのみを行った。現在の森林管理事業体は速水林業のみである。今後想定されているグループメンバーは、紀北町および周辺市町村の森林所有者である。

3.3.4 訪問サイト

3.3.1 章参照

3.3.5 利害関係者への聞き取り

SCS の手続きに従い、主要な利害関係者への聞き取りは審査過程のひとつとして実施される。聞き取りは、現地審査の事前に行われた。以下は聞き取りの主要な目的である。

- 1) 速水林業森林管理グループの長所及び短所、規準との関係、また速水林業森林管理グループと委託業者、周辺の地域社会との間の関係性について関係のある団体へ意見を求める。
- 2) 保護価値の高い森林を判断するときに、速水林業から利害関係者へ聞き取りが行われているかどうかについて意見を求める。

この審査に関する主要な利害関係者のグループは主に速水林業から提出された利害関係者リストと、他の追加的な利害関係者の情報(地域の FSC ワーキンググループの代表など)に基づいた。以下のタイプのグループや個人が主要な利害関係者と判断された。

- 委託業者

- 地元または地域を拠点とする環境団体または環境保護家
- 地元または地域を拠点とする社会団体
- 林業関係団体
- 市、県の監督機関担当者
- 研究機関
- 近隣山林所有者
- 他の関係する団体

審査実施前、審査中、そして審査後に、幅広い範囲の地域の利害関係者に対し、速水林業森林管理グループとの関係や速水林業森林管理グループの管理に対する意見について聞き取りが行われた。利害関係者には、森林管理に関わる行政やNGO、地域の住民やグループ、従業員、委託業者、その他を含んだ。利害関係者には意見を求める手紙によって連絡がとられ、意見が集められた。反応がなかった個人やグループは「返答なし」としてある。匿名を希望する個人から追加の意見を受領する可能性もある。

氏名	団体名	意見
ご担当者	尾鷲農林水産商工環境事務所 森林林業室	
ご担当者	紀北町産業振興課	
花尻 薫	熊野古道語り部友の会 会長	
ご担当者	三重県環境森林部森林・林業経営室	
田上 至	めだかの会	
浜口 睦夫	海山町の水源地を守る会	
藤村 知也	海山木材協同組合理事	
浜中	海山木材協同組合理事	
奥村 忠司	海山木材協同組合理事長	
ご担当者	環境省自然保護局近畿地区	
ご担当者	近畿中国森林管理局計画課	
ご担当者	三重県農水商工部マーケティング室	
長井 正幸	山一企業(株)	
ご担当者	松永本店(三扇林業)	
ご担当者	森林組合おわせ	

濱田 晃正	土井林業	
ご担当者	尾鷲グリーンクラブ	
ご担当者	林政総合調査研究所	
ご担当者	林野庁経営企画課	

3.3.5.1 利害関係者の関心、観点のまとめ及び審査チームの返答(必要な場合)

本審査中に聞き取りが行われた利害関係者により述べられた主要な意見のまとめは以下のとおりである。

経済的事項

意見、懸念事項	返答
・ 速水林業から原木の仕入れをしている。	了解した。
・ 先進的な森林経営は参考になる。	了解した。

社会的事項

意見、懸念事項	返答
・ この地域内外問わずすばらしいリーダー的存在だと認識している。	了解した。

環境的事項

意見、懸念事項	返答
・ 森林環境が地域環境に貢献する、というFSCの倫理観に基づく森林管理は国際的観点からも他の森林家の模範となると思われる。	了解した。
・ 県内の健全な森林の造成に関与している。	了解した。
・ 様々な環境問題を考える機会となり場所となり協力を得ている。	了解した。

3.4 審査に要した合計時間

書類の確認、現地調査の実施、利害関係者への聞き取り、レポート作成に約 12 人日を要した。

3.5 適合の判断のプロセス

FSC 認定の森林管理基準は 3 つのレベルの階層からなっている。それは、原則、原則を構成する規準、そして各規準を構成する指標である。SCS 森林保全プログラムの審査方法に従い、審査チームは対象となる森林管理が森林管理基準の全ての指標に適合しているかどうかを正しく判断する。各不適合事項は、規準または指標レベルで、重大か軽微かを判断されなければならない。全ての指標が等しく重要であるわけではなく、管理が不適合かどうかを判断するのに単純な計算式があるわけでもない。審査チームは判断を集約し、各規準を評価し、それに適合しているかどうかを判断する。もし森林管理が規準レベルで不適合と判断された場合、少なくともひとつの指標は重大な不適合事項とされなければならない。

改善要求事項(CAR)は不適合事項すべてに対して出される。重大な不適合事項には重大な改善要求事項が出され、軽微な不適合事項には軽微な改善要求事項が出される。

重大な改善要求事項(事前条件)、軽微な不適合事項、推奨事項の説明

重大な改善要求事項 / 事前条件：重大な不適合事項は、それ単独または他の指標の不適合事項とともに、森林資源の独自性・脆弱性を考慮したときに、その FSC 規準の目的を根本的に達成することができない(またはできそうにない)結果である。これらは認証が発行される前に解決されなければならない改善要求である。もし重大な改善要求事項が認証発行後に出されたときには、これらの不適合事項を改善するための期限は、軽微な不適合事項に比べて極端に短い。指定された期間中に改善要求事項に対応することが認証継続の条件となる。

軽微な改善要求事項：これらは軽微な不適合事項に対する改善要求事項であり、規模がごく限られるか、またはシステムの異例の過失とされるものである。改善要求事項は認証発行時に示された期限内に改善されなければならない。

推奨事項：これらはより模範的な状態となるよう審査チームが判断した提案である。推奨事項の行動は任意であり、認証の継続には影響しない。推奨事項はその

規準が不適合となったときには改善要求事項に変更されることもある。

4.0 審査結果

表 4.1 は FSC 原則に関する森林管理の長所と短所に関する審査チームの所見を表している。また、改善要求事項の番号が記載されている。

表 4.1 FSCの原則と基準に対する森林管理事業体の顕著な長所及び短所

原則 / 対象箇所	規準に対する長所	規準に対する短所	改善要求事項 / 推奨事項 番号
<p>原則 1：法律と FSC の原則の遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 管理者と作業員は関連する法規、規則を熟知している。 ▪ 速水林業は法令順守における長年の実績がある。 ▪ 伐採税並びにその他の森林管理に関する費用は、適切な時期及び方法で支払われており、法的要求にも適合している。 ▪ 日常的に多くの作業員が森林内で作業していること、伐採禁止の標識が入林地点に立てられていることから、速水林業における不法伐採の問題はないと考えられる。 ▪ 林道にはゲートが設けられている。 ▪ FSC10 の原則が 5 カ年計画に取り入れられている。 ▪ 速水林業は日本で初めて FSC 規格で認証された森林所有者であり、木材価格の継続的下落にも関わらず認証の維持に努めている。 	<p>なし</p>	<p>なし</p>

原則 2：保有権、使用権および責務	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 速水林業の法的所有権は明確かつ正当に設定されている。 ▪ 速水林業は 1790 年より森林を管理している。 ▪ 森林の境界を巡る係争は生じておらず、今後も生じる可能性はほとんどないと思われる。 ▪ 速水林業の森林は一般に開放されている。 	なし	なし
原則 3：先住民の権利	この地域とその周辺には先住民がいない。したがって原則 3 は該当しない。		
原則 4：地域社会との関係と労働者の権利	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 従業員及び請負業者は、地域における平均的水準と同等の賃金を受け取っている。 ▪ 全従業員は地域から雇用されている。 ▪ 速水林業は、経済不況並びにヒノキ価格の下落に関わらず、全従業員の雇用を維持している。一方で、多くの森林経営者は厳しい経済状況下で従業員を解雇している。 ▪ 速水林業は定期的な安全会議を開いてい 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域社会との意見交換は頻繁におこなわれている。しかし、社会影響評価の結果は文書化されていない。 	推奨事項 2009.4

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 審査員は、スタッフが十分な安全装備 - 安全ズボン、ヘルメット - で作業しているのを確認している。 ▪ 速水氏は安全装備を日本に導入した先駆者である。 ▪ グリーンピースから各種研究者まで、年間1000人を超える人が速水林業を訪問している。 ▪ 速水林業の従業員は全て正規の従業員である。 ▪ 速水氏とそのスタッフは、地域の集会の中で、住民の意見を聞く機会を持っている。 		
<p>原則5：森林のもたらす便益</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 速水林業の森林は管理された森林として200年の歴史を持つ。 ▪ 伐採、集材/集積、皮剥ぎ、仕分け、取り扱いに際しては、ケーブル伐採の多用等によりダメージを最小に抑え、木材収量と価値を最大化させる工夫がなされている。 ▪ 速水林業は多様な林産物（製材、まな板、家具、写真立てなど）を販売することで、優れた付加価値を生み出している。 	<p>なし</p>	<p>なし</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 広葉樹の維持により森林機能が促進されている。 ▪ 植林やフェンス設置によって更新を確実にしている。 ▪ 樹齢構成は良く分散されている。 ▪ 地域管理規則に則った伐採がされている。 ▪ 70-120年周期の伐期は当産業の平均を上回っている。 		
<p>原則 6：環境への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 速水林業は環境への影響を判断する主な方法として、伐採前後の観察・評価を行っている。 ▪ 速水林業の職員は日本のレッドリストデータブックを熟知しており、管理にもそれを利用している。 ▪ 速水林業は 62ヘクタールの生態系保護区を設けており、それに加えてさらに約 20%の所有林地が広葉樹林として残されている。 ▪ 土地を攪乱する作業（伐採、林道建設）は、土壌侵食や残存木への影響を最小限にするようになされている。 ▪ 除草剤は近年使用していない。 	なし	なし

<p>原則 7：管理計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 5カ年計画並びにその他の関連文書は原則と規準 7.1 (a-i)で要求されている範囲をカバーしている。 ▪ 管理計画は5年ごとに改定される。 ▪ 成長量と収量のデータは計画見直しの際に収穫量の計算に組み込まれる。 ▪ 速水林業の小規模なサイズと施業の度合いを考慮すると、モニタリング及び管理計画の更新レベルは適切である。 ▪ 速水林業のウェブサイトは一般公開に必要な内容を網羅している。 	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>原則 8：モニタリングと評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 速水林業は収穫前、収穫後踏査を通じて資源調査を完了している。 ▪ 収穫及びコストなどのモニタリング結果は、管理作業の改定に活用されている。 ▪ 各購入者への販売量の総計や、請求書のコピーなど、加工・流通過程の管理の記録が良く整っている。 ▪ 全ての木材には速水のブランド/マークとFSCのロゴが押印されている。 ▪ 速水林業は国立環境研究所や国土交通省、三重大学と共同で、植生の構成と変化、土 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 高速道路建設に伴う影響の注意深いモニタリングの継続が求められる。 	<p>推奨事項 2009.2</p>

	<p>壤環境、気候などに関する研究、モニタリングを行っている。</p>		
<p>原則 9：保護価値の高い森林 (HCVF)の保存</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2001年の基礎的な生物学的資源調査の結果、62ヘクタールの生態系保護区を設けた。 ▪ 管理活動禁止区域とすることで、生態系保護区の保護価値が維持されている。 ▪ HCVFと指定すべき森林はないと判断された。 	なし	なし
<p>原則 10：植林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 天然の広葉樹林が保護されている。 ▪ 林地内の広葉樹が維持されている。 ▪ 速水林業の木材の全量は国内市場に販売されているため、結果的に経営を通じて、自然林への負荷を削減するという目的に合致している。 ▪ ヒノキは帰化あるいは侵略の問題を抱えることなく、200年に渡り順調に育成されて来た歴史がある。 ▪ 伐期の長さ、採用されている影響の小さい収穫システムは、当地域の平均をはるかに上回っている。 	なし	なし

	<ul style="list-style-type: none">▪ ヒノキという非常に抵抗力と回復力の高い種を広範に植林している結果、害虫や病原菌の発生は最小限に抑えられている。		
--	---	--	--

4.2 事前条件

事前条件は重大な改善要求事項であり、初回の審査の後、認証発行前に、森林管理に対して出される。事前条件が継続している間は認証は発行できない。審査の結果、事前条件はなかった。

5.0 認証の判断

5.1 認証の推奨

SCS 森林保全プログラム審査手順の完全かつ適切な実施により、審査チームは速水林業森林管理グループ林が、5.2 章に記載されている推奨事項付きで、「適切に管理されている森林」として FSC 認証に値することを推奨する。速水林業森林管理グループの管理システムは、審査対象範囲に含まれる全ての森林が SCS 暫定規準日本版の全ての要求事項を満たしていることを示した。速水林業森林管理グループはまた、認証範囲の森林全体に対し管理システムが一貫して運用されていることを示した。

5.2 以前の改善要求事項

観察事項

観察事項 2004.1	参照：FSC 指標 5.4.3
速水林業は、森林管理の結果付随的に提供される生態学的機能面（炭素固定化、水源涵養など）での収入の可能性を調査すべきである。	
会社の対応 / 審査員の意見：	
速水氏が会長を務める社団法人日本林業経営者協会により、「フォレストック認定」制度が開始された。これは、森林の CO2 吸収量と生物多様性保全レベルを第三者専門機関が調査し、生物多様性の保全レベルが一定水準に達した森林における CO2 吸収量を販売する制度である。2 月に制度が開始され、今年中には最初の認定がおける見込みである。速水林業としては、会長を務めていることもあり、他の認定事例がある程度出てから取り組む予定である。	
またこの他にも、環境省によるオフセット・クレジット（J-VER）認証制度も今年から開始され、日本国内における自主的な CO2 吸収量取引が広がりつつある。今後の市場の動向を見極めながら検討を進めることが求められるため、この推奨事項を継続する。	

2009 更新審査：特に対応に変化はない。しかし、フォレストック認定制度はすでに 8 箇所が認定されるなど、着実な広がりを見せており、制度として定着しつつある。今後、さらに件数が増えた後には、速水林業としても申請する可能性は大いにある。速水氏が会長を務める協会が制度を創設し、定着が図られ、速水林業としてもいつでも申請できる状態にあることから、一定の成果が見られたとして、本推奨事項は解除する。

観察事項 2009.1

参照：FSC 指標 7.3.1

速水林業は、新たに森林管理の受託を開始したトヨタの森における、労働力に柔軟性を持たせるために昨年から実施している教育訓練について、開始したばかりであるため、今後も継続して実施し、職員への作業指針の定着を図るべきである。また、新たな作業指針が効果的であるかどうかを検証し、必要に応じ修正すべきである。

会社の対応 / 審査員の意見：

2009 更新審査：トヨタの森における作業が定着してきている。従業員 1 名を専属として現地の事務所に配属し、作業班 1 班はほぼ専従的にトヨタの森の作業を行っている。また、トヨタや元請である森林再生システムとの会議には、必要に応じて班長または関係職員全員が参加している。取組みが定着してきたため、本推奨事項は解除する。

観察事項 2009.2

参照：FSC 指標 8.2.1

速水林業は、高速道路建設の進展に伴い、新たな影響の発生が予測されることから、昨年開始した建設地周辺における環境的、景観的、社会的モニタリングを継続して実施、または実施委託すべきである。これには、高速道路周辺での、樹木の成長量の変化、枯死率の変化、溪流の水質・水量の変化、作業方法の変化、見学者に与える影響などがある。モニタリングの結果を分析し、影響が見られた際には、適切な対応を検討すべきである。

会社の対応 / 審査員の意見：

国土交通省のモニタリングは継続している。高速道路建設に伴う伐採現場の隣接地で風倒木が見られ、国土交通省に連絡している。しかし、国土交通省の予算の関係で、風向・風速など一部モニタリングは一旦終了となっている。

職員や見学者の安全に配慮し、工事現場には常に迂回ルートを確保するよう国土交通省に要請している。多数の見学者が訪問する際には、施工業者に事前連絡をしている。見学者の目が国土交通省や工事業者に対するよい刺激となっている。見学者からの意見としては、道路ができてよい、景観上もつたいない等がある。

工事は今後も継続していくことから、現在のモニタリング活動を継続し、あらたな影響が発生しないかどうか注意深く観察することが求められる。本推奨事項を継続する。

新しい観察事項

背景 / 理由：審査中に、従業員がチェーンソーで足を切る重症の事故が起こった。適切な安全装備は装着していたが、いくつかの不注意と不運が重なった結果起こったものだった。管理者としての問題はなかったが、事故が起こらないよう、改めて安全手順の徹底をすることが求められる。

観察事項 2009.3	速水林業は、現在の安全装備の性能について検討、評価するとともに、従業員に対し安全手順の指導を再度徹底すること。
-----------------------	---

規準	FSC 指標 4.2.1, 4.2.4
-----------	---------------------

背景 / 理由：地域社会との意見交換は頻繁におこなわれている。しかし、社会影響評価の結果は文書化されていない。速水林業はグループ認証に変更し、今後新しいメンバーが加わるため、メンバーに関係する利害関係者についても把握する必要がある。

観察事項 2009.4	速水林業は、社会的影響評価の結果を文書化すること。
規準	FSC 指標 4.4.1

6.0 年次監査

もし認証が授与された場合、速水林業森林管理グループの改善要求事項の状況や、継続的な適合を確認するため、少なくとも年に1回、年次監査が行われる。年次監査の公開レポートはSCSのウェブサイト(www.scscertified.com)に掲載される。

7.0 SCS 苦情調査手順の概要

以下は SCS 苦情調査手順の概要である。詳細な手順は SCS に要求すれば入手可能である。SCS の苦情調査手順は、SCS 森林保全プログラムに関して利害を受け、また SCS や SCS による認証取得者の行動に対して疑問を呈する理由のあるあらゆる個人及び団体に対して準備されている。

SCS 苦情調査手順は苦情を解決するための最初の段階の議論の場及びメカニズムであり、FSC が関与する必要性を防いでいる。苦情は顧客(森林所有者、製材業者、製造者、小売業者、卸売業者など)または関心のある利害関係者などの他の団体から出される可能性がある。この手順に基づき、苦情は、証拠とともに書面で、苦情の元となる事項が発生してから 30 日以内に提出しなければならない。

書面による苦情は以下のとおりでなければならない。

- 苦情を申し立てた人の明確化とその連絡先
- 侵害した行為(日付、場所、行為の内容)と、その行為に関わる団体又は個人を明確に特定
- どのようにその行為が FSC の要求事項を侵害しているかを、該当する FSC の要求事項を可能な限り明確にして説明
- SCS ではなく、認証取得者の行動に対する苦情の場合、苦情を申し立てた人が認証取得者との間で直接その問題を解決しようとした取り組みを記載
- 意見の中で、どのような行為がその事項を解決するかを提案

苦情の書面は以下に提出のこと。

Dr. Robert J. Hrubes
Senior Vice-President

Scientific Certification Systems
2000 Powell Street, Suite 1350
Emeryville, California, USA94608
Email: rhrubes@scscertified.com

SCS 森林保全プログラム認証マニュアルに詳述されているように、苦情の調査は非公開ですぐに行われる。必要に応じ、製品・サービス中に見られた欠陥の改善・防止のための行動・解決策を実行し、文書化する。

セクション B 更新審査の詳細な結果

1.0 詳細な評価及び適合

審査チームの所見と結果は、このセクションで述べられており、今回の審査に適用される9つのFSC原則に従って構成されている(原則3は該当しないと判断された)。以下は各原則・規準・指標と審査チームの所見及び規準・指標レベルでの判断の概要である。各規準及び指標は適合または不適合と示されている。いくつかの指標は最低限の適合を意味する適合 / 不適合と示されている。これは指標の意図は満たしているが、実施が完全ではない、または最低限適合しているが改善の余地があると審査チームが判断したときに付されている。

要求事項	適合 / 不適合	所見 / 改善要求事項
原則 1 : 法律とFSCの原則の遵守 森林管理は、その国のすべての森林に関連する法およびその国が加盟する全ての国際条約と国際的取り決めを遵守するとともに、FSCの原則と規準に沿うものであること。		
規準1.1 森林管理は、全ての国内法、地域の法令および行政の要求事項に従わなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
1.1.1 関連する法文や規定の本文が最新のものに更新されており、森林管理者はいつでも閲覧できる。また、基本的な規定の概要は、森林の現場事務所に保管されている。	適合	森林管理者は関連する法や規定の本文を最新のものに更新している。
1.1.2 森林管理者は、自身の管理する森林に関する規定について、熟知していることを業務を通して実証する。	適合	森林管理者のスタッフは関連する規程の枠組みについて十分な知識を有している。
1.1.3 規定への違反の頻度や状況は、広範に及ばず、また組織的なものでないこと。違反があった場合、森林管理者は直ちに是正し、復旧する。	適合	森林管理者の管理活動に関しての違反はない。法令順守における長年の実績がある。
1.1.4 森林管理者と、取締機関の担当者とは生産的で協力的な関係にある。	適合	三重県や国との関係は良好である。

規準1.2 関連する法的に規定された料金、ロイヤリティー、税そして他の諸費用は、全て支払わなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
1.2.1 森林管理者は、業務に関連する料金、ロイヤリティー、税やその他の諸費用について熟知していることを実証する。	適合	速水林業は期限どおり税金や他の料金を支払っており、その記録がある。
1.2.2 長期にわたる未払いではなく、期日通りの支払が定期的に行われている。	適合	長期の未払いの証拠はない。
1.2.3 すべての支払の最新の記録が保管され、SCSの審査員の必要性に応じて、提示される。	適合	最新の支払状況の記録を参照することができる。
規準1.3 ワシントン条約 (CITES)、ILO 条約、国際熱帯木材協定 (ITTA)、生物多様性条約等国際的取り決めの加盟国は、それらに規定されているすべての事項に従わなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
1.3.1 森林管理者は、その森林の所在する国の批准している国際的取り決めに認知している。	適合	森林管理者は該当する国際的取り決めに認知している。
1.3.2 森林管理者は、国際的取り決めや条約に細心の注意を払い、要求事項を遵守するよう、森林施業の規模に見合った努力を払っていることを実証する。	適合	森林管理者は該当する国際的取り決めに対し注意を払っている。
規準1.4. 法令と「FSCの原則と規準」とが整合しない場合は、認証制度の目的に沿い、各場合に 応じ、認証機関及び関連組織により評価されなければならない。	該当しない	法令とFSCの原則と規準の間には法的な矛盾はないため該当しない。
1.4.1 森林管理者は、法令とFSCの原則と規準との間に矛盾が予見される際は、直ちにSCS審査員に連絡する。	該当しない	
1.4.2. 森林管理者は、SCSあるいはFSCからの要請に応じて、適切な手段を以って矛盾を解決することを厭わない。	該当しない	

<p>規準 1.5 森林管理地域は、違法伐採、移住（ / 定住）、その他無許可の行為から保護されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>1.5.1 指定の森林区域が、違法伐採、移住（ / 定住）、その他無許可の行為から保護されることを森林管理計画のなかで明示している。</p>	<p>適合</p>	<p>不法行為の監視と通報はグループメンバーの責務としてグループ森林管理規定に含まれている。</p>
<p>1.5.2 森林管理者は、十分な資源（労働力、経費）を投入して、無許可の行為を早期に発見し、是正できるよう、指定森林区域の調査を行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は林道への門の設置、標識(例：伐採禁止)の設置、多くの作業員の日常的な作業の実施などの活動により、不法行為を最小限にしている。</p>
<p>規準1.6 森林管理者は、「FSCの原則と規準」を長期にわたり厳守することを立証しなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>1.6.1 管理計画とその公開文書もしくはその他の関連公開文書に、FSC の原則と規準への厳守を明確に謳う文言がある。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループの環境方針には FSC の原則と規準への遵守が明確に謳われている。速水林業は日本で初めて FSC 規格で認証された森林所有者であり、木材価格の継続的下落にも関わらず認証の維持に努めている。速水林業による FSC への強い支持は、日本における FSC 普及の鍵になっている。</p>
<p>1.6.2 FSC の原則と規準の写しが、全ての管理者及び現場の従業員に配布される。また、森林管理者は、FSC の原則と規準全般に亘り、精通していることを実証する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループの職員は FSC の原則と規準に精通している。</p>
<p>1.6.3 森林管理と運営への投資規模は、森林管理への長期的係りと整合している。</p>	<p>適合</p>	<p>森林への長期の戦略は準備されており、森林管理への投資レベルは生産活動のレベルに見合っている。</p>
<p>1.6.4 認証審査の対象に指定されている森林区域が、保有森林面積すべてを含まない場合は、認証審査の対象となっていない部分についても、FSC の原則と規準に適合していると、SCS 審査員に認められる。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の森林は現在全て認証されており、全てが更新の対象となっている。</p>

<p>1.6.5 保有森林面積の一部のみを認証している大型森林の所有者や管理者は、市場の状況と面積の一部の認証で得た経験により、時間を追って、保有林全域に認証審査を拡張する希望のあることを表明している。</p>	<p>該当しない</p>	
<p>1.6.6 森林所有者または管理者は、一部のみの認証を求める理由を文書化している。</p>	<p>該当しない</p>	
<p>原則 2：保有権、使用权および責務 土地や森林資源に対する長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。</p>		
<p>規準 2.1 対象となる土地を長期にわたり森林として使用する権利（土地の所有権、慣習上の権利、賃貸契約など）が明確に立証されていなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>2.1.1 認証される森林として指定された領域について、法的な使用权を表現した誠意の文書が存在する。法的な使用权とは、経済的な所有、長期や更新可能な賃貸権、長期や更新可能な独占管理の合意や、SCS との契約関係にある団体との長期や更新可能な管理権の付与などを含む。（認証費用を他の第三者機関が支払う場合は、認証を取得しようとしている団体も含まれる。）</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は林地の明確な法的所有権を保持しており、この所有権を証明する正式な文書がある。速水林業は 1790 年より森林を管理している。</p>
<p>2.1.2 森林管理者は、例えば先住民などと争われている土地所有権について、法的に認められた手法を用いる。</p>	<p>該当しない</p>	<p>速水林業の土地所有についての異議はこれまでなく、今後も生じる可能性はほとんどないと思われる。</p>
<p>規準 2.2 法的、慣習的保有権あるいは使用权を有する地域社会は、地域社会の権利あるいは資源を保全するために、森林施業を継続して管理しなければならない。但し、地域社会が、自由意志により、情報に基づいた同意を行なった上で、管理を他の機関に委託した場合は除く。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>

<p>2.2.1 地域社会やその他法的、あるいは慣習的保有権を有する指定森林区域内の利害関係者を認知し、その権利の性格について文書で説明している。</p> <p>法的、慣習的な保有権、使用权の例</p> <ul style="list-style-type: none"> -通行権 -地役権 -非木材林産物の採取 -ハイキング、釣り、狩猟、その他レクリエーション -燃料用木材の採取 -文化的に重要な場所への訪問 	<p>適合</p>	<p>地域社会の法的な使用权はない。慣習的な使用权としては山菜の採取や他の使用があるのみである。</p> <p>速水林業の森林は常に行政官や林業経営者、研究者、環境団体等の視察を受け付けており、自社の森林に年間 1000 人以上の訪問者を受け入れてきた。</p>
<p>2.2.2 森林管理者は、法的、あるいは慣習的保有権や使用权を有するものと前向きで協力的な関係にある。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループも SCS も、個人やグループからの慣習的使用権に関する苦情はないと認識している。</p>
<p>2.2.3 認知された法的または慣習的保有権、使用权の地域社会によるその他の団体への分配は、自由意志による情報に基づいた同意のもと、決議され、その結果は文書化されている。</p>	<p>該当しない</p>	
<p>規準2.3 保有権に関する主張や使用权に関する論争を解決するため、適切な手段が整備されていなければならない。認証審査の際には、あらゆる未解決論争についての詳細や状況が全て考慮に入れられる。重大な利害関係を含む重要な論争が未解決の場合、通常、管理に関する認証は不適確とされる。</p>	<p>適合</p>	<p>論争は今までなかったため、本規準は全体として該当しない。</p>
<p>2.3.1 保有権や使用权について過去の論争内容は記録し、SCSの審査員が、その論争について十分に理解できるだけの情報を準備している。</p>	<p>該当しない</p>	<p>論争はない。速水林業は 18 世紀後半から続く林業家である。</p>

<p>2.3.2 森林所有者または管理者は、初期段階において論争を特定するため地域の利害関係者と意見交換を続けている。もし論争が起こった場合には、森林所有者または管理者はまず直接話し合い、交渉、調停などを行って解決に努める。これらの誠実な努力が失敗した場合には、国、地域や部族の法に従って、保有権や使用权の論争を解決する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は利害関係者とよく話し合いを行っている。</p>
<p>2.3.3 未解決の土地保有権や使用权の論争の規模は、森林管理業務全体の規模からすると、比較的小さいものである。</p>	<p>該当しない</p>	<p>論争はない。速水林業は18世紀後半から続く林業家である。</p>

原則3：先住民の権利
先住民が、所有・利用または管理する、土地やテリトリーや資源の法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。

日本のこの地域には先住民がないため、原則3は該当しない。

原則4：地域社会との関係と労働者の権利
森林管理は、林業に従事する者と地域社会とが、長期にわたり社会的経済的に十分な便益を得られる状態を継続あるいは向上するものであること。

<p>規準 4.1 森林管理区域内の地域社会、もしくは隣接する地域社会に、雇用、訓練そして他のサービスを受ける機会が与えられなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>4.1.1 a) 管理計画やその他の方針に関する文書には、地域の生産力や必要とされる労働技術に照らし可能な範囲内で、地域社会での雇用、委託を行うことを約束している。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は、経済不況並びにヒノキ価格の下落に関わらず、全従業員の雇用を維持している。一方で、多くの他の森林経営者は厳しい経済状況下で従業員を解雇している。</p>
<p>4.1.2 b) 地域社会の有能な者は、雇用や契約について優遇して機会が与えられている。森林管理業務は地域社会の労働力が積極的に投与されている。</p> <p>例： -地域外に求める前に地域内で雇用や委託の機会を提供する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の全従業員は地域から雇用されている。</p>

<p>4.1.3 森林管理者は、地域社会の労働者の資格や能力を伸ばすためのトレーニングプログラムを開発したり、その他の手法で間接的に貢献している。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は社内でのトレーニングや先進的取り組みを積極的に行っている。例えば、日本でいち早く機械化に取り組み、林業機械による作業システムを10年以上前から定着させている。また安全装備や安全作業についても常に改善に取り組み、日本の平均より高い安全基準で作業を行っている。</p>
<p>4.1.4 雇用の確保や契約、あるいはトレーニングの機会を目的とした地域社会の代表者との対話を促すような活動を活発に行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水氏自身が地域社会の代表的存在であり、地域社会との積極的な対話を行っている。</p>
<p>4.1.5 e) 森林管理者は、費用面で考慮の対象になる場合、地域の機器販売者やサービスの提供者に対して優遇策を適用している。</p> <p>例： -木材を地域外へ販売する前に地域の製材業者に提供する。 -地域の銀行や保険会社の利用</p>	<p>適合</p>	<p>地域には速水林業の認証材を扱うCOC認証取得者が9社あり、一定量を優先的に出荷している。</p>
<p>4.1.6 森林所有者または管理者は学校、地域学級などと協力して林業活動についての公的教育に貢献し、その他のトレーニングや教育の機会を提供する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は、社有林への訪問者を積極的に受け入れ、森林・林業・環境等の教育を一般人や小中学校の生徒に提供することを通じて多くの貢献をしている。</p>
<p>規準 4.2. 森林管理は、労働者やその家族の健康や安全に関する全ての関連法令を満たすものでなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>4.2.1 森林管理者は、労働者の安全について、優先的に配慮して業務を行っている。施業の規模に応じて、安全規則が実用化されている。</p>	<p>適合</p>	<p>森林管理者は雇用者の安全を優先し、積極的な安全プログラムを準備している。グループの方針にも安全確保が謳われている。雇用者に対する安全装備も速水林業の負担により支給されている。</p>

<p>4.2.2 就労環境の安全や健康について、施業の規模に応じて、適切な文書化されたガイドラインや方針が存在する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループは、各作業種に関する手順と注意点を作成し、指導している。審査中に、従業員がチェーンソーで足を切る重症の事故が起こった。適切な安全装備は装着していたが、いくつかの不注意と不運が重なった結果起こったものだった。管理者としての問題はなかったが、事故が起こらないよう、改めて安全手順の徹底をすることが求められる。観察事項 2009.3 参照。</p>
<p>4.2.3 全ての労働者に対して、適切な安全器具があてがわれている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の従業員は ILO で推奨されるレベルの安全装備を着用している。審査中に集材作業をしていた作業員はヘルメット、安全ブーツを着用していた。作業服の色も林内で目立つような配慮がなされている。速水氏は安全装備を日本に導入した先駆者である。</p>
<p>4.2.4 すべての機器を対象に、定期的に安全点検を行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の従業員は自ら林業機械のメンテナンスを日常的に行っている。</p>
<p>4.2.5 更新された健康や安全に関する法令が森林管理者によって管理され、森林就業者に適正に伝えられている。</p>	<p>適合</p>	<p>そのような情報は保持されている。</p>
<p>4.2.6 更新された安全記録を森林管理者は保管している。安全記録は、産業界の標準からみても、模範的である。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は定期的な安全会議を開いており、記録は保持されている。</p>
<p>4.3 労働組合を組織し、雇用主との自発的な交渉を行う労働者の権利は、ILO 条約第 87、98 で概説されているように、保証されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>4.3.1 森林管理者は、活動や方針において、労働者の団結権や労働組合への参加、団体交渉権を尊重する。</p>	<p>適合</p>	<p>団結権や任意の交渉権は法律により保障されている。速水林業の管理者はこれらの権利を尊重している。</p>
<p>4.3.2 就労者やその所属する組織から挙げた問題点や苦情は、公平にかつ客観的に調査される。</p>	<p>該当しない</p>	<p>従業員や労働組合から挙げられた苦情の記録は今までない。</p>

4.3.3 論争などの解決手順が文書化されている。	適 合	これまで論争はなく、今後も起こる可能性は小さいと思われる。紛争解決手順はグループ森林管理規定に含まれている。
4.4 管理計画や管理方法は、社会的な影響に関する評価結果に配慮がなされなければならない。森林管理により直接影響を受ける人々やグループとの協議は継続して行なわなければならない。	適 合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
4.4.1 指定された森林の区域に適用される管理計画には、管理の規模に応じ、定期的に行われる社会影響評価の結果を記載したセクションが含まれている。	適 合	グループの環境方針では、「地域住民に当環境方針を公開し、これに対する意見を常に検討する」「利害関係者との協議ができる体制を維持する」と記載されている。実際、速水林業は地域社会に対して貢献できるよう配慮しながら施業を行っており、社会的影響評価はなされている。しかし、その結果の文書化はされていない。推奨事項 2009.4 参照。
4.4.2 管理活動や方針は、社会影響評価の結果を受けて、適正に更新されている。	適 合	速水林業は影響評価結果に応じて活動を修正している。例えば、高速道路建設工事に伴い見学者の安全性の評価を行い、迂回路を確保するなど安全な見学ルートを確保している。
4.4.3 森林管理者は、近隣の者やその他、地域社会内の利害関係者と定期的にコミュニケーションをとっている。実用的な範囲内で、管理方針や管理活動は利害関係者の期待や関心に細心の注意を払ったものになっている。	適 合	グリーンピースから行政関係者、各種研究者まで、1000人を超える人が速水林業を訪問している。速水林業森林管理グループは地域社会の人々と最優先でコミュニケーションをとっている。管理活動は利害関係者のフィードバックに細心の注意を払っている。速水氏とそのスタッフは、地域の集会の中で、住民の意見を聞く機会を持っている。
4.4.4 森林管理者は、地域において、「良き近隣者」となる施業を行っている。	適 合	速水氏は紀北町海山区のリーダーとして大きな信頼を得ている。
4.4.5 森林管理者は、近隣者や地域住民などに対して、指定された森林区域内の活動計画について、情報の提供を行う努力を払っている。	適 合	地域社会の住民には、地域に住む従業員を通して情報提供をしている。また、視察者の受け入れによる森林ツアーも地域社会に情報提供をする助けとなっている。ウェブページでの情報提供も行っている。

<p>規準 4.5 法的あるいは慣習的な権利、財産、資源、地域住民の所有する家畜などに対し損害を与えた場合における、苦情の処理及び公平な補償が行なえるよう適切な方法が整備されていなければならない。また、このような損害を回避する手段がとられなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>4.5.1 法的あるいは慣習的な権利が存在し、正式な手順(できる限り法的な枠組み)で確立することができる場合は、森林管理者は、指定された森林区域内の管理活動の影響を受けるような、法的あるいは慣習的な権利を認知し、尊重する。</p>	<p>適合</p>	<p>森林管理者は森林管理により影響を受ける慣習的権利について認識している。</p>
<p>4.5.2 森林管理者は、管理活動や管理方針を通して、所有物や資源、地域社会の住民の生活に対して不利な影響を与えることは避けるよう努める。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の森林管理が地域社会の所有物、資源、生活に負の影響を与えている証拠はなく、逆に正の影響を与えている。</p>
<p>4.5.3 森林施業が地域社会の所有物、資源、生活へ損害をもたらすことがあった場合は、苦情の解決や公平な補償を行うよう、適正な処置が講じられている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業に関する苦情(または苦情の記録)はない。したがって、正式な苦情解決手順を準備する必要性は小さい。日本の法制度が苦情解決に適用できる。紛争解決および補償の手順はグループ森林管理規定に含まれている。</p>
<p>原則 5：森林のもたらす便益 森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる生産物や多様なサービスの効果的な利用を促進するものであること。</p>		
<p>規準 5.1 森林管理は、経済的に継続できるように努力されなければならない。またその一方で、生産にかかる全ての環境、社会そして管理費用に配慮するとともに、森林の生態学的な生産性を維持するために必要な投資が確実に行なわれなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>5.1.1 森林施業は、管理計画を長期にわたり適用するための十分な資本と人的資源を有する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は 18 世紀から続く林業家であり、財政面で安定していることを実証する長い歴史がある。13 人の林業作業員と 5 名の事務職員を有し、その多くが長年雇用されており、従業員の専門性も高い。</p>

<p>5.1.2 環境コスト、社会コストを含める森林管理の全コストは、森林施業の経済的資源によって、賄われている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は、厳しい経済状況下にあっても、管理の環境的、社会的な質を維持するために必要な投資を疎かにしていない。必要なコストは森林経営によってまかなわれている。</p>
<p>5.1.3 指定された森林区域の生産性、生態系の状態、社会経済的状态の維持・回復のために、適切な資本、機器、人的資源の投入を行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は、厳しい経済状況下にあっても、将来の優良な森林資源確保および良好な森林環境形成のための保育作業、雇用の維持に努力しており、植林費用低減と新規雇用創出のための新しい苗木生産方法の開発など、森林への十分な投資を継続している。</p>
<p>5.1.4 商業活動(収益が発生するものは、短中期の市場・価格の条件下で、経済性がある。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業では不断の経営努力を続け、厳しい経済状況下にあっても経済活動を維持している。</p>
<p>5.1.5 短期の経済要因(市場の変動、キャッシュフローの要求、製材所の設備、丸太の供給など)に対する対応(伐採量の増加や借金など)は、管理計画が遂行できるレベルに限られている。</p>	<p>適合</p>	<p>丸太価格は今年に入りさらに2割程度下落しているが、速水林業では経営の継続、将来の資源確保を見通した経営を行っており、短期的な対応が長期の管理計画に影響を与えることはない。</p>
<p>規準 5.2 森林管理と流通事業は、森林がもたらす多様な生産物を最大限に活用するとともに、地域での生産物の加工を推奨するものでなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>5.2.1 管理やマーケティングの方針、現場レベルの意思決定は、林産物が最適な目的のため、また最も高価格にて販売されていることを、体系的に確認できる。</p> <p>例： -普通に存在するがあまり利用されていない種を利用した新しい製品が模索され開発されている。 -新しい市場へのアクセスが模索され開発されている</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業には造材の専門家がおり、地域の市場との連絡を密にしながら、その時点で求められている材をすぐに提供できる体制を構築している。</p> <p>また、速水林業は近隣の認証取得者（森林管理者、製材所、木工所等）と共同で「東紀州・尾鷲ひのきの会」を組織し、協業、直接販売に取り組み、製品の供給増大と多角化に貢献している。</p>

5.2.2 森林管理者は、森林から伐採され市場に出荷される商品の種類を極力多様なものに行っている。	適合	丸太に加えて、速水林業は地域の製材所や木工所と提携し、製材や最終製品の販売も行っている。
5.2.3 森林施業は、価格や運送条件を考慮しながら、木材加工について、極力地域内で行うことを進める努力を払ったことが、記録を通して実証される。	適合	地域には速水林業の認証材を扱うCOC認証取得者が9社あり、一定量を優先的に出荷している。
5.2.4 非木材林産物が収穫される際には、その林産物の管理と利用は管理戦略に組み込まれている。	該当しない	速水林業では商業的な非木材林産物の収穫はない。
規準 5.3 森林管理は、伐採や現場での加工作業に伴う廃材を最小限に抑え、他の森林資源へのダメージを避けるものでなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
5.3.1 収穫施業は、廃材を最小限に抑え、立木への被害を最小限に留める。 例： -意図していない木材へのダメージを最小限にするため、緩衝のための木材または方向を決めた伐採技術が使用されている。	適合	伐採、集材/集積、皮剥ぎ、仕分け、取り扱いに際しては、架線伐採の多用等により木材や林地へのダメージを最小に抑え、木材収量と価値を最大化させる工夫がなされている。
5.3.2 集材や丸太の仕分けは、廃材の発生、質の低下、その他機会損失を最小限に抑えている。	適合	貯木場までの全幹集材が行われており、林地での廃材の発生は最小限に抑えられている。
5.3.3 丸太土場は、実用最小限の箇所と大きさに限られ、また環境負荷を低く抑えるよう設置されている。	適合	林内には土場を設置せず、引き出した材はトラックを利用し全幹のまま貯木場まで運材するシステムにより、森林に与える環境負荷は低い。
5.3.4 収穫後の、収穫区域、丸太土場、木材仕分け場所などの確認は体系的に行われ、廃材を最小限に抑えている。	適合	全幹集材を行い貯木場で可能な限り利用できるよう造材することで、廃材は最小限に抑えられている。

<p>5.3.5 森林現場で加工を行う場合は、製材加工の痕跡は、できる限り最小限に留められている。また、加工場所は環境に最も配慮した場所に設置され、森林生産性の損失を最小限に留めるよう場所が選定されている。</p>	<p>適合</p>	<p>伐倒現場では枝葉や穂先のみを処分している。それにより林地の生産性は維持されている。林地での材の加工はない。</p>
<p>5.3.6 廃材を最小限に留めながら、森林管理者は、林地に残すバイオマス(例：梢端や枝)の生態価値を認識した、現場に適用するためのガイドラインを作成する。森林管理者は、収穫区域内に落とされた木材破片や切り株の維持についてのガイドラインを作成する。</p>	<p>適合</p>	<p>商品にならない枝や木屑等のバイオマスは、生態的価値のために林内に残されている。</p>
<p>規準 5.4 森林管理は、地域経済の強化と多様化に努め、一つの林産物のみに依存することを避けなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>5.4.1 森林管理者は、森林から収穫され、市場に出荷される商品の種類を多様化するための努力を払っていることを実証する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は複数の COC 認証取得者と組んで多様な林産物（製材、まな板、写真立てなど）を生産販売することで、優れた付加価値を生み出している。</p>
<p>5.4.2 森林施業の規模に相応する範囲で、複数種の林産物が収穫され、市場に出荷されている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は単一種類の樹木、すなわちヒノキへの依存度が極めて高く、ヒノキ価格は過去10-15年の間に大幅に下落して苦しんでいる。しかし、スギの材価はさらに下落しており、現在のところ、ヒノキに代わる有利な造林樹種は存在しない。</p>
<p>5.4.3 森林施業の規模に相応する範囲で、森林管理者は地域の森林製品製造業を確立し拡大するための金銭的インセンティブを与える。森林管理者が地域の加工の付加価値を上げるための努力を払っていることが実証できる。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の認証材を扱う COC 認証取得者に対し、一定量を市場を通さずに直接販売することで、市場手数料を省き、速水林業にとっては市場よりも高く販売でき、製材所にとっては市場よりも安く購入することができている。</p>

<p>5.4.4 市場価値があり、かつ森林の生態の健全性が脅かされない場合は、非木材の林産物の流通も、森林管理者によって、執り行われている。</p> <p>例： -レクリエーション、エコツーリズム、狩猟、釣り、特別な林産物の採取、クリスマスツリーなど</p>	<p>適合</p>	<p>速水氏が会長を務める社団法人日本林業経営者協会により、「フォレストック認定」制度が開始された。これは、森林のCO2吸収量と生物多様性保全レベルを第三者専門機関が調査し、生物多様性の保全レベルが一定水準に達した森林におけるCO2吸収量を販売する制度である。速水林業としては、会長を務めていることもあり、他の認定事例がある程度出てから取り組む予定である。</p>
<p>5.4.5 森林管理者は、地域経済の発展計画や戦略について認知している。森林管理者は、これら計画や戦略を執行するための処置をとり行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は林業が基幹産業の一つである地域社会において大きな存在であり、経済発展の一翼を担っている。</p>
<p>規準 5.5 森林施業は、森林のもたらす水資源や漁場などのサービス及び価値を、認識し、維持し、向上させていくものでなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>5.5.1 管理計画には、指定されている森林区域内の全森林サービスについて包括的に記述している。これら森林サービスには、地域河川、商業目的の漁業、レクリエーション目的の釣り、(また下流の漁業区域への水の提供)、景観、地域生態系への寄与、レクリエーションや観光などが含まれる。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は森林の多面的な価値を十分認識しており、管理計画の中でも森林の貢献(水源、生物多様性)が考慮されている。</p>
<p>5.5.2 木材管理活動には、その他の森林サービスへの影響を、時間的空間的側面に配慮して設計、導入されている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業では林齢の異なる小規模な伐区をモザイク状に配置することにより、森林生態系や水系に対する起こりうる悪影響を最小限に抑え、むしろ人為的に多様性を高めている。</p>
<p>5.5.3 森林管理者は、収益を伴わないことの多い非木材サービスにも十分に理解を示し、配慮している。</p>	<p>適合</p>	<p>間伐は弱度に複数回に分けて行い、主伐を長伐期にすることにより、継続的な森林の被覆が維持されている。また間伐や枝打ちの適正な実施により人工林内の下層植生へ広葉樹の侵入を促し、それを維持している。さらに、23%の広葉樹林が人手を加えずに残されている。</p>

5.5.4 森林管理者は、森林施業の影響を受ける、利害関係者や森林サービスの関係者と、恒常的にコミュニケーションを取っている。	適合	速水林業は、森林視察や同業者との意見交換、地域内での従業員の交流を通し、利害関係者との対話を行っている。
規準 5.6 林産物収穫は、永久に持続的であるレベルを超えてはならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
5.6.1 森林施業の規模や商業活動の頻度に相応して、木材収穫は木材管理計画によって管理されている。その計画にはある期間の収穫可能量が計算され明記されている。	適合	三重県に認定されている速水林業の5年間の施業計画には間伐や主伐を含む収穫計画が記載されている。
5.6.2 木材管理計画は、全収穫量、収穫の時間的・空間的パターン、計画された規定を明記し、現場においても導入されている。	適合	森林施業計画と森林基本図により収穫量や伐採箇所は明確になっている。樹齢構成は良く平準化されている。
5.6.3 森林管理者は、収穫量について、種別に正確な記録をつけている。平均年間収穫量は、収穫可能量の計算値を超えることはない。	適合	すべての収穫量は記録されている。平均年間収穫量は収穫可能量を超えてはいない。
5.6.4 森林施業の規模と商業活動の頻度に相応して、指定された森林区域の種別の木材成長量の概算値は、経験値と出版物の情報を融合して算定されている。成長概算値は、控え目に見積もる。	適合	永年の林業経営の経験を通じて、森林の成長量を掌握している。精度の高い森林簿を備えている。セクション A の 1.4.6、1.4.7 を参照。
5.6.5 現時点で、(管理計画に)最適レベル以上での育林が行われている(1ヘクタール当たりの平均立木材積で測定)場合を除いては、望ましい種が長期的には増えていくことを念頭に収穫レベルを設定する。	適合	速水林業のヒノキ人工林以外の樹種や森林タイプを含む推定成長量は年間 4,500m ³ である(枯死量は含まれていない)。現在の伐採レベルはヒノキを中心に年間 1,500-2,000m ³ であり、ヒノキのみの成長量よりもずっと低い。
5.6.6 毎年収穫を行っている場合、10年間の平均収穫量は、年平均の成長を、上回ることがない。	適合	10年間の平均収穫量は、今後も平均年間成長量を下回る見込みである。
5.6.7 毎年の収穫がない小規模施業の場合は、収穫する頻度と規模は、収穫と収穫の間に、蓄積のレベルが回復するように設定する。	該当しない	
原則 6：環境への影響 森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そして壊れやすくかけがえのない生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。		

<p>規準 6.1 環境へ与える影響の評価は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ徹底して行なわれなければならないとともに、管理システムの中に十分に組み込まれていなければならない。評価は、現場の加工施設により生ずる影響に配慮するとともに、景観レベルでの影響にも配慮なされなければならない。環境への影響は、現場での作業が行なわれる前に評価されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>6.1.1 指定された森林区域の標準業務手順は、現場に影響を与える活動が始まる以前に、森林施業の規模や複雑性に合わせたプロジェクト(サイト)レベルでの環境影響評価を行う必要がある。</p>	<p>適合</p>	<p>収穫に先立ち、速水林業は「事前評価および完了時の確認」チェックリストを用い、下記を調査している：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 林道状況と潜在的ダメージ 2. 潜在的土壌浸食と土壌圧縮 3. 収穫による繊細な種や地域の生物多様性への脅威 4. 残存木へのダメージリスク
<p>6.1.2 プロジェクトレベルでの評価に合わせて、森林管理者は景観レベルでの環境影響評価を行い、指定された森林区域内と近辺の森林施業の累積的な効果を評価する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の森林は海山地域内で分散しており、皆伐面積もほとんど1ha以下と小さいため、速水林業の施業が地域の景観レベルで影響を与えることはない。</p>
<p>6.1.3 環境影響評価の背景的情報を提供するために、森林施業の規模や内容に応じて、指定された森林範囲に関する地域、区域そして、景観の環境概要を文書化する(できる限り管理計画に組み込む)。</p>	<p>適合</p>	<p>そのような記述がなされている。</p>
<p>6.1.4 計画された管理活動は、環境影響評価の結果を反映して修正される。また、環境評価の結果は日々の活動にも反映されている。</p>	<p>適合</p>	<p>環境影響評価の結果、影響が予測されれば対応を取っている。</p>
<p>6.1.5 環境影響評価を完成するのに必要な情報やデータを、森林管理者が体系的に収集している。</p>	<p>適合</p>	<p>通常森林管理に関してはチェックリストを使用し、そのデータは保管している。速水林業の所有地を高速道路が通ることになり、道路建設に伴う環境の変化を注意深く観察している。</p>

<p>C 6.2 希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地（例えば、営巣地や採餌場所など）を保護する手段がとられなければならない。保全地域及び自然保護区は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じて確立されなければならない。不適切な狩猟、釣り、仕掛け罠、採集は取り締まらなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>6.2.1 森林施業が貴重種、希少種、絶滅危惧種やその生息地を守ることを約束する旨の方針が設定され、文書化されている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の職員は地域のレッドリストデータブックを熟知しており、管理にもそれを利用している。</p>
<p>6.2.2 絶滅の危機にある種に対する方針は、地域、国などの法律に従い、また国際条約なども遵守する。</p>	<p>適合</p>	<p>方針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などの国内法に合致している。</p>
<p>6.2.3 森林管理者の設定した絶滅の危機に瀕する種に関する方針に、施業は則っている。</p>	<p>適合</p>	<p>人工林では下層、中層の植生を維持・育成することにより生物の生息環境を形成している。また広葉樹林は伐採されず実質的に保護されている。</p>
<p>6.2.4 森林管理者は、絶滅の危機に瀕した種に対して活動する地域、国などの機関と肯定的かつ協動的な労務関係にある。</p>	<p>適合</p>	<p>速水氏はレッドデータブック改訂時の選定委員会の委員であった。</p>
<p>6.2.5 必要に応じて、現場作業員は、絶滅の危機に瀕している種やその生息地についてトレーニングを受けている。</p>	<p>適合</p>	<p>6.2.1 参照。</p>
<p>6.2.6 特記されている種にとって、致命的な生息地については、線引きされ、適切に管理され、また適切な縮尺の地図に表示されている。</p>	<p>適合</p>	<p>森林の 23% が半自然的状態で残されており、またこのうち全体の 6% にあたる広葉樹林は生態系保護区に指定されている。これにより、希少種、危急種、絶滅危惧種にとっての潜在的な自然生息域が提供されている。また、人工林内であっても、生物多様性を高める努力が続けられている。</p>

<p>6.2.7 貴重種、希少種、絶滅危惧種やその植生地が存在する、またはその可能性があるときには、狩猟、漁業、罨猟、採取はその種や植生地を保護するよう十分に管理する。</p>	<p>適合</p>	<p>入山は門や看板の設置により管理されている。狩猟や罨猟は速水林業では行われておらず該当しない。</p>
<p>6.3 生態学的機能や価値は、以下に記載するものを含め、現状が維持されるとともに促進され、あるいは復元されなければならない。</p> <p>a) 森林の更新と遷移</p> <p>b) 遺伝子、生物種、生態系の多様性</p> <p>c) 森林生態系の生産性に影響を及ぼす自然サイクル</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>6.3.1 管理計画には、生態学的機能や、価値が記述され、情報/知識が追加される毎に、定期的に更新されている。森林管理者は、指定森林範囲の生態系に関する情報/知識のギャップを埋めるために、処置を講ずる。</p>	<p>適合</p>	<p>既知の生態学的機能や価値は管理計画に記載されている。例えば、中層・下層の広葉樹植生の価値については認識されており、その繁茂を促進させる戦略がある。</p> <p>また、速水林業では、2001年に生物調査を行っており、よく管理された人工林内の方がむしろ広葉樹林内よりも植物種数が多いことが確認され、速水林業の施業方法の適切さが証明された。</p>
<p>6.3.2 自然の多様性の範囲において、全ての遷移の段階が分布し維持されるよう、施業の規模に相応し、森林が管理されている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業では、小さな皆伐区を分散させ、林齢の平準化が図られている。保護されている半自然広葉樹林には、攪乱の仕組みが変化しなければ、全ての遷移段階が存在する。</p>
<p>6.3.3 管理計画には、景観、生態系の原則に基づく計画を包括している。計画には、遺伝的な多様性から、景観的な多様性に至る範囲を含めた幅広い空間の生物多様性の目標を立てている。</p>	<p>適合</p>	<p>環境方針の具体例に、「生物多様性の確保」を記載している。人工林内の中層・下層の植生の維持・促進、動物の食害防止、河川周辺の河畔林の維持、広葉樹林の保護により、様々なレベルでの生物多様性の確保を目指している。</p>
<p>6.3.4 収穫規定は、自然の森林構成を維持、拡大、修復する。管理は、自然に発生する全ての種を維持する目的を有する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業では人工林内の下層広葉樹を維持し拡大している。さらに、半自然的広葉樹林が保護区に設定されている。</p>

<p>6.3.5 収穫は、自然攪乱の種類、大きさ、頻度や野生の生息地との関連を十分に配慮して、時期や場所の設計がされている。</p>	<p>適合</p>	<p>高品質のヒノキを生産することで、長伐期とし、皆伐面積を小さくすることができ、小規模な伐区を分散させている。また毎年一定の面積を伐採することにより、平準化された林齢構成を維持している。</p>
<p>6.3.6 最終収穫の後の更新は、タイミングもよく、成功している。植林・自然林とも望ましい種の幼樹が豊富にあり、健康で商業価値の高い木材へ成長している。</p>	<p>適合</p>	<p>人工林において伐採後は確実に植林を行い更新している。シカ食害に対する対策も適切に講じられている。</p>
<p>6.3.7 管理者は、天然更新を協調的に捉え、抵抗しようとしていない。植林地においても、天然更新は種や構造的な多様性を拡大するように管理されている。</p>	<p>適合</p>	<p>日本の自然条件ではヒノキやスギを天然更新させ経済的に価値の高い森林に誘導することはほぼ不可能である。このため速水林業では、皆伐後の更新は苗木の植栽によって行われている。また人工林内に侵入した広葉樹は植栽木の生育に支障ない限り残して繁茂させ、多様性を高めている。</p>
<p>6.3.8 森林管理者は、行動、方針、規定などから、施業を行っている森林の種類に関する生態学的機能について、作業知識を有することが実証される。</p>	<p>適合</p>	<p>森林管理者は生態学的機能についての作業知識を有し、実践している。</p>
<p>6.3.9 特別な生息地(湿地、水辺、不安定な傾斜地、岩の露出地など)は保全されている。</p>	<p>適合</p>	<p>広葉樹林は生産林から除外され保護されている。溪流沿いはバッファゾーンが形成されている。</p>
<p>6.3.10 森林を攪乱する活動(収穫、林道の建設、地ごしらえ、植林など)は、土壌の生産力、構造、有機層や養分に対する負の影響を最小限に留めている。</p>	<p>適合</p>	<p>架線集材などの影響の小さな伐採方法により、土壌への影響が最小化されている。</p>
<p>規準 6.4 景観を含む、現存する代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態で保全されるとともに、地図上に示されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>

<p>6.4.1 森林施業の規模に応じて、指定された森林区域内に、保全区域がネットワーク化されている。ネットワーク構築について、森林管理者は、生態系、経済性をバランス良く配慮している。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の約 23%(250ha)が伐採されずに残されている。 速水林業森林管理グループには、広葉樹の導入を促し、針葉樹人工林を間伐することによって、河川沿いの場所を自然林に回復する長期の計画がある。</p>
<p>6.4.2 森林管理者は、地域生態系内に存在する代表的な生態系が保全されている範囲に関する情報を集めること。区域差がある場合は、森林管理者は、差を埋めるための活動を施業の規模に応じて行う。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業に存在する自然植生に手を加えないことで、現存する代表的な生態系は保全されている。</p>
<p>6.4.3 指定された森林区域において、生態的重要性を持つ箇所(希少性ゆえなど)は、適正に保護されている。</p>	<p>適合</p>	<p>約 6%(62ha)の広葉樹林が生態系保護区として保護されている。</p>
<p>6.4.4 指定された森林区域内の保護区は、地図化され、管理計画でも取上げられている。文書化された管理や、保護方針なども含める。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の保護区を示した地図がある。</p>
<p>C6.5 下記の事項を守るためのガイドラインは文書化され、実行されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸蝕の抑制 ・ 伐採時の森林損傷、道路建設、そして他の全ての機械による被害を最小限のものとすること ・ 水資源の保全 	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>6.5.1 管理計画やその他の関連する方針の書類には、森林を攪乱する行為の結果起こる土壌浸食を最小限に留めるためのガイドラインが組み込まれている。</p>	<p>適合</p>	<p>土地を攪乱する作業(伐採、林道建設)は、土壌侵食への影響を最小限にするようになっている。</p>
<p>6.5.2 管理計画やその他の関連する方針の書類には、森林を攪乱する行為の結果起こる森林植生への被害を最小限に留めるためのガイドラインが組み込まれている。</p>	<p>適合</p>	<p>森林を攪乱する作業(伐採、林道建設)は、残存木や林地への影響を最小限にするようになっている。</p>

<p>6.5.3 管理計画やその他の関連する方針の書類には、指定される森林区域の水資源(溪流、水辺、湿地、水の浸出する箇所、湧き水など)を効果的に守るためのガイドラインが組み込まれている。保護の手法は、該当する規定の要求事項や最適な管理実践を上回るものである。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループには、広葉樹の導入を促し、針葉樹人工林を間伐することによって、河川沿いの場所を自然林に回復する長期の計画がある。</p>
<p>6.5.4 森林管理者や森林作業員は、これらの保護ガイドラインに関する認識を実証し、また日々の業務において体系的に適用している。</p>	<p>適合</p>	<p>管理者や従業員はよく認識しており、実践している。</p>
<p>6.5.5 全ての流域、水辺、水中の特長について認知され、分類され、地図に示されている。</p>	<p>適合</p>	<p>主要な溪流は地図に示されている。</p>
<p>6.5.6 林道工事、維持管理及び閉鎖の基準は、現場において守られている。林道の表面の水は十分に排水され、排水溝は、ピーク時の水流にも絶えうる規模である。止水板は適切に設置され、効果的に機能する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループには「林道工事の手順と注意点」がある。また、林道は計画的に建設されており、良く整備され、定期的に点検されている。降雨時でも河川の濁りは見られない。</p>
<p>規準 6.6 管理システムは、環境に配慮した非化学的な病虫害への対処方法を開発し取り入れていくとともに、化学的農薬の使用を避けるよう努めなければならない。世界保健機構で規定されているタイプ 1A、1B 及び塩素系炭化水素農薬 (chlorinated hydrocarbon pesticides) は、残留性が高く有毒であるとともに、その誘導物質(derivatives) は生物的に活性化し続け使用目的をはるかに超えて食物連鎖の過程で蓄積するので、国際条約により禁止されている農薬同様、使用が禁止されなければならない。化学物質を使用する際は、健康と環境に及ぼすリスクを最小限に留めるため、適切な設備と訓練とが整備されていなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>

<p>6.6.1 全ての化学殺虫剤の使用は、施業の規模と頻度に応じて、統合的病害虫管理計画の範囲内で行われる。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループでは必要最小限の化学的農薬の使用を認めている。「薬剤の使用及び管理について」を作成している。速水林業では、以前、下刈りの回数を減少させるために、除草剤を使用していた。しかし現在は、例えば成長の早い苗木を植えることで直後の他の植物との競合をなくすなどして、除草剤の使用削減に努めてきた結果、使用する必要がなくなり、使用していない。</p>
<p>6.6.2 指定された森林の区域内で使用されている全ての化学殺虫剤の最新の一覧表が作成され、SCSの審査員に提供されている。森林所有者または管理者は、FSCポリシー文書「認証林における化学殺虫剤の使用、FSC原則と規準の説明、2002年7月(Cheical Pesticides in Certified Forests, Interpretation of FSC Principles and Criteria, July 2002)」に従う。</p>	<p>該当しない</p>	<p>以前使用していた除草剤があったが、現在は使用していない。FSCの禁止薬品は使用していない。</p>
<p>6.6.3 全ての殺虫剤は、人身や環境への害を回避し、最大限の効果を引き出すために文書化された、サイトに特定された使用方法によって、使用されている。</p>	<p>該当しない</p>	<p>現在は化学的農薬は使用していない。</p>
<p>6.6.4 現場で殺虫剤を取り扱う者は、(必要な場合)適正な免許を所有し、トレーニングを受けている。また、安全に使用するための適正な器具や衣類が支給され、使用されている。</p>	<p>該当しない</p>	<p>現在は化学的農薬は使用していない。</p>
<p>6.6.5 森林施業の規模や内容に応じて、殺虫剤の適用を行うに際して、林業専門家の監督がある。</p>	<p>該当しない</p>	<p>現在は化学的農薬は使用していない。</p>
<p>6.6.6 殺虫剤の適用を極力最小限に留めるためにも、施業の規定を選択、設計する。</p>	<p>適合</p>	<p>成長の早い苗木を植えることで直後の他の植物との競合をなくすなどして、除草剤の使用削減に努めている。</p>

<p>6.6.7 森林管理者は、殺虫剤への依存をできる限り減らし、いずれは、完全に使わなくするための手立てをとる。</p>	<p>該当しない</p>	<p>化学的農薬への依存はない。</p>
<p>C6.7 化学薬品、容器、燃料や油を含む液体、固体の非有機廃棄物は、環境に配慮した適切な方法で管理地域以外の場所に処理されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>6.7.1 森林作業または加工施設から出される、有毒な薬品とその容器は、環境に配慮され、法的にも問題ないように、森林区域外にて廃棄されている。</p>	<p>適合</p>	<p>「環境方針の具体例 10.一般的注意」に廃棄物の取り扱いについて記載。審査時には廃棄物の不適切な投棄や扱いは観察されなかった。</p>
<p>6.7.2 殺虫剤、オイル、燃料を漏らすような事故があった場合に、それに適正に対処し、また予防するための偶発的事故対処計画や手立てがある。</p>	<p>適合</p>	<p>「環境方針の具体例 8.車両、機械類に関して」に記載。漏れや事故などは観察されなかった。チェーンソーには植物油を使用している。</p>
<p>6.7.3 廃棄物を収集するための現場での設備がある。</p>	<p>該当しない</p>	<p>廃棄物は廃棄場所に持って行き、適切に処理している。従って廃棄物を収集するための現場での設備はない。</p>
<p>6.7.4 燃料タンクや保管場所、それに機材は、水辺の管理ゾーンの外にあり、雨水がたまる場所からも離れている。土壌や水面の汚染の証拠がない。</p>	<p>適合</p>	<p>林業機械の機材庫は適切な場所に設置され管理されており、不適合な事例は観察されなかった。</p>
<p>規準 6.8 生物的防除を行う場合は、その方法が文書化されるとともに、その行動は最小限に留められ、監視されなければならないとともに、国内法及びや国際的に認められた科学的取り決めに従い厳しく管理されなければならない。なお、遺伝子工学的に変化させた生命体の使用は禁止されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>

6.8.1 遺伝子組替え生物(商業目的・研究目的など)は、指定された森林区域内では使用されない。	該当しない	速水林業では遺伝子組み換え生物は使用されていない。
6.8.2 全ての生物的防除は、統合的病害虫管理プログラム内でのみ使用される。	該当しない	速水林業では生物的防除は使用されていない。
6.8.3 全ての生物的防除は、明らかに必要で、該当する法律や規制に遵守するかたちを取った場合のみに使用される。	該当しない	速水林業では生物的防除は使用されていない。
規準 6.9 外来種の利用は、生態系への悪影響を避けるため、慎重に管理され、頻繁に監視されなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
6.9.1 外来種(樹木種やその他の植物・動物も含む)は、必ず指定された森林範囲内に持ち込まれる前に、潜在的な環境危機を調査する。	適合	ヒノキとスギは日本の在来種であり、サイト外での拡大など環境的影響を与えない。外来種は使用していない。
6.9.2 外来種が使用される際には、文書化されたガイドラインによって、指定森林区域外での再生は制御されている。活発な継続的モニタリングが必須である。	該当しない	同上
6.9.3 侵略的な外来種は使用してはならない。	該当しない	同上

<p>6.9.4 森林所有者または管理者は、侵略的な外来植物種を管理する方法を作成し実行する。</p>	<p>適合</p>	<p>「侵略的な外来種、特定外来生物等の取り扱いについて」を作成している。侵略的な外来種を発見した際には行政に連絡の上対策を講じる。林道法面の緑化には以前から在来種を使用している。速水氏は国の生物多様性検討委員会の委員を務めている。</p>
<p>規準6.10 森林を植林や他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く： a)森林管理区域のごく限られた範囲で行われる場合 b)保護価値の高い森林区域が除かれている場合 c)森林管理区域において、長期的な保護による恩恵が、明らかにより一層十分かつ確実にもたらされる場合</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>6.10.1 植林地(FSC規定)への転換は、5%未満(1994年以降)である。FSCの規定するところによると、人工林は、必ずしも植林地には該当しない。</p>	<p>適合</p>	<p>1994年以降自然林は転換されていない。ごく一部の面積が高速道路建設のため国に収容されたが、保護価値の高い森林ではなく、公共の用途に資するものであり、僅か5%を下回る面積である。</p>
<p>6.10.2 森林管理者は、指定された森林範囲の人工林への転換部分に関する保護的観点での有益性を実証することができる。</p>	<p>該当しない</p>	
<p>6.10.3 保護価値の高い区域については、人工林への転換はなされていない。</p>	<p>該当しない</p>	
<p>原則 7：管理計画 森林における事業の規模と頻度に応じた適切な管理計画は、文書化され、それに沿って事業が実施され、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。</p>		

<p>規準7.1. 管理計画及びその支持文書では、以下の ことについて触れなければならない。</p> <p>a) 管理目的</p> <p>b) 管理対象となる森林資源、環境に関する制 限、土地利用と所有状況、社会経済的状況、 隣接地の概略についての記載</p> <p>c) 当該森林の生態及び自然資源調査により収集 された情報に基づく、育林あるいは他の管理 システムについての記載</p> <p>d) 年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠</p> <p>e) 森林の成長及び動態に関するモニタリングを 行なうにあたっての規定</p> <p>f) 環境評価に基づく環境保護方法</p> <p>g) 希少種、危急種及び絶滅危惧種の同定と保護 に関する計画</p> <p>h) 保護地域、管理計画、土地所有形態を含む森 林資源に関する基本情報が記載された地図</p> <p>i) 導入される伐採技術と設備についての記載と その事由</p>	<p>適 合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に 適合していると判断する。</p>
<p>7.1.1 指定された森林区域について、上記に記載 された事項を含んだ文書化された管理計画を立て ている。</p>	<p>適 合</p>	<p>5カ年計画並びにその他の関連文書は原則と 規準 7.1 (a-i)で要求されている範囲をカバー している。</p> <p>速水林業の「高品質のヒノキ材を FSC の原則 と規準に則って生産する」という長期目標 は、その管理計画の中に明確に記載されてい る。</p>
<p>7.1.2 管理計画には、長期目標及び短期の戦略的 な目標が含まれている。</p>	<p>適 合</p>	<p>長期目標及び短期の戦略的目標が含まれてい る。</p>
<p>7.1.3 森林管理者と森林作業員は、行動や方針か ら、管理計画を実行する上での取り組みと実力が 実証される。また、計画を完全に実行するための 財政レベルは十分である。</p>	<p>適 合</p>	<p>速水林業の森林管理者と従業員は、管理計画 の実行への取り組みと能力を示している。速 水林業は計画全体を支援するための資本と人 員を提供する。</p>

7.1.4 管理計画のフォーマット、詳細情報、長さ、及び機能は、施業の規模や内容に対して十分である。	適合	管理計画ではこの指標が十分満たされている。
7.1.5 管理計画は、施業の規模や内容に応じた頻度で、定期的に修正され、更新されている。	適合	森林施業計画は5年ごと、また必要に応じ更新される。策定された計画は森林計画制度の要件を満たし、県の認定を受けている。
7.1.6 機能的でかつ効果的な管理計画をつくるため、十分な資源が投入されている。	適合	管理計画作成のために投入される資源は十分である。
規準 7.2 管理計画は、環境、社会、経済状況の変化に対応するとともに、モニタリング結果、あるいは最新の科学的知見・技術情報に配慮し、定期的に改訂されなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
7.2.1 管理計画は、施業の規模や内容に応じた頻度で、定期的に修正され、更新されている。	適合	施業計画は5年ごと、また必要に応じ更新される。
7.2.2 原則8により詳細に説明されているように、森林管理者は、森林の状態と計画の実施について体系的なモニタリングを設計し導入している。また、その結果については、定期的な計画見直し時に検討されている。	適合	伐採後のモニタリングが行われている。異変が見られた際には対応をとることとなっている。また資源調査の結果は適宜森林簿の調整に反映されている。
7.2.3 森林管理者は、指定された森林範囲の管理に関係する新しい科学や技術の情報について、熟知している。	適合	速水氏は日本林業経営者協会の会長や生物多様性検討委員会の委員等を務め、日本森林学会の賛助会員にもなっており、新しい知見を豊富に有している。
7.2.4 新しい条件や状況に関する最新の情報を得るために、定期的なモニタリングに十分な資源が投入されている。	適合	伐採後のモニタリングや作業時の林地確認が行われている。
7.2.5 管理計画は、常に適性に更新されている。計画は、指定された森林区域の管理についてのガイダンスの役割も担っている。	適合	施業計画は5年ごと、また必要に応じに更新される。
規準 7.3 林業従事者は、管理計画を確実に実行するにあたり、適切な訓練と指導を受けなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
7.3.1 施業の規模や内容に合わせて、森林作業員が管理計画を実行するために、トレーニングを行うための文書化された規定がある。	適合	「FSC認証に関するトレーニングについて」が作成されている。

7.3.2 新しい森林作業員への業務の教育には、管理計画に関するトレーニングや、担当する業務のトレーニングなどがある。	適合	上記手順書に、FSC 認証システム、日常業務に関するトレーニングが記載されている。
7.3.3 各森林就労者の管理計画に関するトレーニングがいつ行われたか記録が残されている。	適合	「FSC 認証に関するトレーニング記録」によりトレーニングの記録が保管されている。
7.3.4 管理計画について、遵守と導入の記録が残されている。	適合	管理計画は実施されている。施業の記録は森林簿に記載されている。
7.3.5 管理計画について、従業員も契約労働者も、適正なレベルのトレーニングを受けている。	適合	管理計画は速水林業の従業員によって作成されている。従業員は計画の実行を促進するために月例会議を開いている。
規準 7.4 情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準 7.1 で挙げたような事項を含む管理計画についての基本的事項の概要を公開しなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
7.4.1 関心を有する利害関係者は、管理計画概要の公開文書を手に入れることができる。	適合	速水林業のウェブサイトで管理計画の公開概要が入手できる。
7.4.2 公開されている管理計画概要は、施業の規模と頻度に適合している。	適合	計画概要は詳細である。
7.4.3 公開されている管理計画概要は、7.1にある項目を含んだ、計画の基本要素を含めている。	適合	速水林業のウェブサイトに網羅されている。
7.4.4 d) 公開されている管理計画概要は、施業の規模と頻度に応じて、定期的に更新されている。	適合	計画概要は管理計画が改定されたときに更新される。ただし、ウェブサイト作業は外注されているため、更新の際に問題がある。
原則 8：モニタリングと評価 森林管理の規模と頻度に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行なわれること。		

<p>C8.1. モニタリングの頻度とその内容は、影響を受ける環境の相対的な複雑性や脆弱性ととも、森林施業の規模と頻度に配慮して決定されるものとする。モニタリング方法は、結果が比較でき、変化が評価できるように、首尾一貫しているとともに反復できるものでなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>8.1.1 森林施業の規模と頻度に応じて、森林の状態、管理活動、計画の遵守、CoCの手順の定期的なモニタリングの取り決めについて記載した文書がある。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループには文書化されたモニタリング手順がある。収穫前後の資源調査、収穫及びコストのモニタリング、作業前後の影響評価がチェックリストを用いて行われている。</p>
<p>8.1.2 森林管理者はモニタリングの取り決めに応じた、継続的な記録データを所有している。</p>	<p>適合</p>	<p>上記モニタリング内容の記録がとられている。</p>
<p>8.1.3 モニタリングの結果を管理活動、目標設定、管理計画そしてCoC手順の修正・変更を活用している。</p>	<p>適合</p>	<p>管理計画は、モニタリング結果を取り込みながら5年後ごとに改定されている。</p>
<p>8.2. 森林管理は、少なくとも以下に示すような、モニタリングに必要な調査とデータ収集を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 収穫された全ての林産物の生産量 b) 森林の成長、更新及び森林の状態 c) 動植物の構成状態と観測された変化 d) 収穫及び他の作業により生じる環境と社会への影響 e) 森林管理にかかる費用、森林管理の生産性その効率性 	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>

<p>8.2.1 森林施業の規模と頻度に応じて、森林管理者は上記に記された事項について定期的に情報を収集する。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業では a)から e)までの項目をモニタリングしている。</p> <p>特に、国立環境研究所や三重大学と共同で、植生の構成と変化、土壌環境、気候などに関する研究、モニタリングを行ったり、国土交通省に依頼し高速道路建設に伴う周辺林分への影響のモニタリングを行っている。</p> <p>また、速水林業はコストに関する詳細なモニタリングを実施している。</p>
<p>8.2.2 収集された情報は、適切に活用されている。</p>	<p>適合</p>	<p>現在収集されている情報は適切に使用されている。</p>
<p>8.2.3 施業の規模と頻度に応じて、毎年あるいは、収穫期毎の収穫の記録を行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>収穫量はすべて記録されている。</p>
<p>8.2.4 森林管理者は、森林施業の生産、環境、社会経済的側面に関する重要な指標の情報を収集、利用している。</p>	<p>適合</p>	<p>上記モニタリングにより、主要な指標に関する情報を収集している。</p>
<p>規準 8.3 モニタリング、および認証を行なう機関が各々の林産物をその起源から追跡すること - "チェーンオブカスティー"として知られている - が可能となるような文書が森林管理者により作成されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>8.3.1 森林管理認証審査において、土地所有者 / 管理者が製品への FSC ロゴマークの使用を希望する場合、関係者は FSC の COC 要求事項を認識している。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の従業員は COC の要求事項を理解している。</p>
<p>8.3.2 木材が、その伐採時から、森林区域を離れるまでの間についても、認証を受けた森林から生産された木材にのみロゴマークが付けられることを保証するため、製品の取扱い、管理方法 (COC 手順) が記された文書がある。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループには製品の取り扱いと管理方法に関する文書化された手順がある。各購入者への販売量の総計や、請求書のコピーなど、加工・流通過程の管理の記録が良く整っている。全ての木材には速水林業のブランドマークと FSC のロゴが押印されている。</p>

<p>8.3.3 製材所のような加工施設が森林とともに審査されるような統合した運営に対しては、施設管理者は SCS 審査員に対しその施設に関する文書化された COC 手順書を提出すること。注：COC 審査には別の追加の評価基準がある（SCS や FSC から入手可能）</p>	<p>該当しない</p>	<p>速水林業は加工施設を持たないため該当しない。</p>
<p>規準 8.4 モニタリング結果は、管理計画の実行及び改訂に反映されなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>8.4.1 森林管理者及び計画者は、体系化されたモニタリングの際に入手した情報を、管理計画や通常の施業方法の修正・変更に取り入れる適応的な管理を行っている。</p>	<p>適合</p>	<p>モニタリング結果は適切に経営判断に取り込まれている。 管理計画は、モニタリング結果を取り込みながら5年後ごとに改定されている。 最近のコストモニタリングは作業効率の改善に活用されている。</p>
<p>8.4.2 継続的な改定による管理計画の改善・発展は、モニタリング結果が適切に反映されていることを示す。</p>	<p>適合</p>	<p>管理計画は、モニタリング結果を取り込みながら5年後ごとに改定されている。また正確な森林簿は森林資源モニタリングが適切に反映されていることを示している。</p>
<p>8.4.3 モニタリングの記録が、SCS 審査員に提示されている。</p>	<p>適合</p>	<p>全てのモニタリング記録は SCS 審査員に提示された。</p>
<p>C8.5 情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準 8.2 で挙げたような事項を含む指標のモニタリング結果についての概要を公開しなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>8.5.1 規準8.2で挙げた事項を含む定期的モニタリングの結果概要文書を、利害関係者は入手することができる；森林管理者が定期的モニタリングの結果を文書にまとめて発行するか、SCSが毎年発行する認証モニタリング審査レポートに取り入れられる。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業のウェブサイトはモニタリング情報の一部を載せている。例えば資源調査、収穫量、ライフサイクルアセスメントなどである。</p>
<p>8.5.2 森林管理者は、モニタリングの概要を継続的に更新する努力を払う。</p>	<p>適合</p>	<p>ウェブサイトの情報は頻繁には更新されていないが、モニタリング結果は計画の完全版に含まれており、一般入手が可能である。</p>

<p>原則 9：保護価値の高い森林(HCVF)の保存</p> <p>保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、またはさらに向上させるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行われなければならない。</p>		
<p>C9.1. 保護価値の高い森林の特質を判断する際、管理している森林の規模及び内容に応じた評価が不備なく行われるものとする。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>9.1.1 保護価値が高いと FSC で定義される森林が存在する場合は、その森林区域の調査がすでに終了していること；その調査方法及び結果は、SCS 審査員に示される。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は、彼らの森林内に保護価値の高い森林はないと判断した。自然の広葉樹林を所有し、維持しているが、その森林のタイプはどこにでもあるもので、保護価値の高い森林に指定するほどの唯一性や価値はない。</p>
<p>9.1.2 保護価値の高い森林の審査は、地域利害関係者及びその地域以外の専門家との協議を含む。</p>	<p>適合</p>	<p>専門家による 2001 年の基礎的な生物学的資源調査の結果、62 ヘクタールの生態系保護区を設けたが、高い保護価値が存在することは認められなかった。</p>
<p>9.1.3 森林管理者は、保護価値の高い森林の理念及び定義を理解し、その原則の精神に従う努力を払っていることを実証する。</p>	<p>適合</p>	<p>森林管理者は、審査中に、保護価値の高い森林の概念を理解していることを示した。</p>
<p>9.1.4 高い保護価値が森林内にあると判断された場合は、森林所有者または管理者はその位置を線引きするか地図化する。</p>	<p>該当しない</p>	<p>速水林業は、彼らの森林内に保護価値の高い森林はないと判断した。</p>
<p>C9.2 認証過程においては、認められる保護特質及びその維持のための諸手法についての協議が、重点的になされなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>9.2.1 森林管理者は、保護価値の高い森林について協議する際、対象となる利害関係者一覧表を SCS へ提出する。</p>	<p>適合</p>	<p>森林管理者は利害関係者のリストをアミタに提出した。</p>
<p>9.2.2 利害関係者との協議により、森林管理活動が保護価値の高い地域を常に配慮して、保全していることが示されている。</p>	<p>適合</p>	<p>利害関係者へのアンケートの結果、特に保護価値の高い森林が存在するという意見はなかった。</p>

<p>C9.3 管理計画は、その特質が確実に維持され、さらに向上されるよう、慎重な措置を盛り込むとともに実施されなければならない。この措置は、公開される管理計画概要に具体的に明示されなければならない。</p>	<p>該当しない</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に該当しないと判断する。</p>
<p>9.3.1 管理計画及び公開される概要書には、指定された森林区域内にある保護価値の高い地域に関する記述がある。</p>	<p>該当しない</p>	<p>保護価値の高い森林は存在しない。</p>
<p>9.3.2 それぞれの保護価値の高い地域について、その保護価値が示されている。</p>	<p>該当しない</p>	<p>保護価値の高い森林は存在しない。</p>
<p>9.3.3 計画書及び一般公開される概要書は、保護価値の高い地域に対し、定義された保護価値が維持され、より向上されるための、予防的かつすぐに実行される管理、保護に関する方針を示している。</p>	<p>該当しない</p>	<p>保護価値の高い森林は存在しない。</p>
<p>9.3.4 保護価値の高い森林と指定された森林で、木材伐採を行う森林は、保護価値の高い森林の特徴とその面積が減少しないように長期的に管理されている。</p>	<p>該当しない</p>	<p>保護価値の高い森林は存在しない。</p>
<p>C9.4. 年一度のモニタリングの実施では、保護特質が維持・向上されるよう取られている措置が効果的なものであるかどうか、評価されなければならない。</p>	<p>該当しない</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に該当しないと判断する。</p>
<p>9.4.1 管理計画書の保護価値の高い森林に関する記述に、計測できる有効性の指標が作成され記載されている。</p>	<p>該当しない</p>	<p>保護価値の高い森林は存在しない。</p>

9.4.2 森林施業の規模と頻度に応じて、保護価値の高い森林の管理及び保全の手段が、保護すべき特質を維持・向上させられているか、その有効性を評価するモニタリングが毎年実施される。	該当しない	保護価値の高い森林は存在しない。
9.4.3 保護価値の高い森林のモニタリング結果は、管理及び保全方針の修正や、管理計画の更新にも利用されている。	該当しない	保護価値の高い森林は存在しない。
<p>原則 10：植林</p> <p>植林は、原則の 1 から 9、及び原則 10 とその規準に従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、天然林の管理を補助し、天然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。</p>		
規準 10.1 天然林の保全及び復元の目的を含む植林地の管理目的は、管理計画に明確に記されるとともに、それが確実に実行されなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
10.1.1 指定された人工林区域の管理計画には、土地所有者、あるいは人工林保有者の目的が示されている。	適合	土地所有者の目的は管理計画に含まれている。それは、木材需要の変動に限らず、如何なる経済の変動にも耐え得る潜在力のある林業経営を確立して事業の継続と安定をはかり、従業者全体の所得の向上と幸福な生活を確立することを目的とするものである。
10.1.2 人工林の目的には、天然林保護や、劣化した天然林の回復に関する方針が明記されている。人工林のうち、天然林の維持や回復に当てられている区域の面積は、その地域の基準を上回っている。	適合	速水林業森林管理グループは、管理計画の中で、広葉樹林を保護すること、人工林内の植生を維持・育成することを明確に述べている。速水林業の少なくとも 6% が広葉樹の生態系保護地区として保護されている。また林地に地域の原自然条件を再生した部分を配置する努力をすることも謳われている。
10.1.3 人工林管理者は、管理計画を実行するための体系化された活動実績を示すことができる。	適合	現在の管理計画は順調に実行されている。

<p>規準 10.2 植林の計画と配置は、天然林の保護、復元そして保全を促進するものでなければならず、天然林への利用圧を増加させるものであってはならない。植林の配置にあたっては、森林施業の規模にあわせ、野生生物のコリドー、河岸地帯、異なった林齢・伐期のモザイク的な配置が採り入れられなければならない。植林区画の規模と配置は、該当する自然景観内で見られる林分パターンと整合したものでなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>10.2.1 人工林管理者は、所有している森林の天然林部分の重要な地域の保護、復元、保全を行うことを表明している。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の少なくとも 6%は自然の状態で維持されている。また全体の 23%を占める広葉樹林も伐採されずに残されている。</p>
<p>10.2.2 人工林で生産した製品は、その地域の需要を満足させ、地域の天然林に対する圧力を軽減している。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業の木材の全量は国内市場に販売されているため、結果的に経営を通じて、自然林への負荷を削減するという目的に合致している。</p>
<p>10.2.3 人工林内で植林した林分パターンが、自然景観内で見られる林分パターンと似ている。</p>	<p>適合</p>	<p>ヒノキ林の一斉林は自然にほとんど存在しないが、速水林業のヒノキ林は積極的に下層・中層の広葉樹を導入しており、むしろ広葉樹林の林分パターンと似ている。</p>
<p>10.2.4 十分な幅の河岸の緩衝地帯(バッファゾーン)が設けられ、自然植生は維持又は育成されている。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業森林管理グループは溪流沿いのバッファゾーンの方針を実行している。</p>
<p>10.2.5 森林施業の規模と頻度に応じて、野生動物の移動のために自然植生通路(コリドー)が設けられている。</p>	<p>適合</p>	<p>溪流沿いはバッファゾーンが形成されている。速水林業の森林は、ヒノキ人工林と広葉樹林がパッチ状に混じり合って分布しており、野生動物の移動に支障とはならない。</p>
<p>10.2.6 残存木を残さない同林齢の伐採は、信頼に足る科学的分析がない限り、約 16ha 以下に制限される。</p>	<p>適合</p>	<p>小面積皆伐が行われており、皆伐面積はほとんどが 1ha 以下、過去 7 年間でも最大 6.22ha である。</p>

<p>10.2.7 ある場所で伐採が行われる前に、隣接する以前に伐採された場所での更新は、平均して少なくとも樹高が 3m または境界周辺木の樹幹被覆度が少なくとも 50% に達している。</p>	<p>適合</p>	<p>伐区は分散しており若齢林分が隣接することはない。</p>
<p>C10.3 経済的、生態的、社会的安定性を向上させるため、植林の構成は多様であることが望まれる。このような多様性には、その景観内での管理区画の規模や配置、種の数と種の遺伝的構成、林齢及び林種の構成があげられる。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>10.3.1 植林計画には、多様な樹種と出所が反映されている。</p>	<p>適合</p>	<p>いくつかの品種のヒノキの植林、及び下層の広葉樹を維持することによって、認められるレベルの多様性を形成している。</p>
<p>10.3.2 管理方針には、以下のような施業方法によって多様性がもたらされている：多様な伐期、異なる形や規模の伐採区域、植林した地域における自生苗木の維持など。</p>	<p>適合</p>	<p>小面積の伐区を分散させることにより、多様な林分が形成されている。</p>
<p>10.3.3 人工林管理計画に、生物多様性の目標、方針やガイドラインが含まれている。</p>	<p>適合</p>	<p>グループ環境方針の具体例の一番目に生物多様性の確保を挙げており、実行している。</p>
<p>規準 10.4 植林のための樹種の選択は、その場所への相対的な適合性及び管理目的に合致しているかの判断に基づいて行なわれなければならない。生物の多様性をより保全していくために、植林及び劣化した生態系の復元は、外来種よりも在来種の方が好ましい。外来種は、在来種の果たす役割を上回るときに限り導入するものとし、導入した場合、通常では稀である大量枯損、病虫害の発生及び生態系への悪影響の発生について注意深く監視しなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>10.4.1 外来種は、調査により在来種では同程度の目的を達成できないという調査を行ってからのみ、植林される。</p>	<p>適合</p>	<p>ヒノキは日本のこの地域の在来種である。</p>

10.4.2 枯損率、病虫害の発生について、外来樹種の適合性を定期的にモニタリングする。モニタリング結果はまとめられ、SCSの審査員が確認できるようにする。	適合	ヒノキは日本においてとても健全で病害虫に強い商業樹種である。ヒノキとスギについては病気や害虫の問題の例は非常に限られている。
10.4.3 植林する樹種と出所は、植林する区域及び管理目的への適合性を示す文書化された試験に基づいている。	適合	ヒノキは200年に渡り順調に育成されて来た歴史がある。
10.4.4 種子と苗木に関する情報は、管理計画書又はそれに替わる適当な文書により提供される。	適合	速水林業ではセラミック管とビニールチューブ、生分解性プラスチックチューブを用いた画期的な苗木生産試験に取り組んでおり、日本において最も先進的な取組みのひとつである。苗木は所有森林内の母樹から採取しており、遺伝的に安定したものである。
C10.5 森林管理区域全体のバランスは、植林の規模に対して適切に、その区域において天然林の植生の復元がなされるように管理されなければならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。
10.5.1 現存の自然生態系の代表的なサンプルは、保護、あるいは自然状態まで復元されている。	適合	現存する全ての広葉樹林は伐採から保護されている。特に62ヘクタール(6%)の広葉樹林は生態系保護区として保護されている。
10.5.2 人工林施業で、天然林に割当てられている割合は、その地域の基準を上回る。	適合	速水林業には23%の広葉樹林があり、これは国や地域の基準を上回っている。
10.5.3 自然林及び自然植生の区域は、地図上に記載され、必要場合は、確実な保護のため現地にも目印がつけられる。	適合	自然植生の区域は広葉樹であり、人工林は針葉樹であるため、その場所は明らかである。広葉樹林を示した地図がある。
10.5.4 管理計画には、人工林内にある自然保護地域のための方針及び指針が含まれている。	適合	広葉樹林に対する方針と手順がある。
C10.6 土壌状態、土壌産出力そして生物学的活動を維持あるいは改善するための手段が講じられなければならない。伐採の技術やその割合、道路の建設と維持管理、そして樹種の選択により、長期的な土壌の劣化、水質・水量への悪影響あるいは流路の大幅な変更がもたらされてはならない。	適合	審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。

<p>10.6.1 人工林管理者は、土壌生産力の傾向を計る調査を積極的に行っている。その人工林内で見られる土壌の種類を地図で示し、現場作業において注意を払う。</p>	<p>適合</p>	<p>速水林業は土壌研究に関して国や大学と協力している。</p>
<p>10.6.2 植林する立木の植え付け、保育、そして主伐の規定が、土壌状態及び生産力に考慮して決められている。</p>	<p>適合</p>	<p>人工林内の植生の維持により、豊かな土壌を形成する努力がなされている。また、架線による集材により、土壌への圧縮の影響を軽減することができる。</p>
<p>10.6.3 その地域を攪乱させる活動が、水質を含む水辺の資源に大きな影響を与えておらず、その地域の水系の特徴を大幅に変更していない。植林地は平らまたはわずかに傾斜のある地形に限られる。</p>	<p>適合</p>	<p>日本の植林地は基本的に斜面地形で行われている。速水林業の人工林管理は水質に影響を与えておらず、降雨時でも河川の水は濁らない。</p>
<p>10.6.4 施業地域のすべての溪流が確認され、地図に記載されている。</p>	<p>適合</p>	<p>全ての常水溪流は特定され地図化されている。</p>
<p>10.6.5 管理計画に、土壌管理と水質保全の方針が含まれている。</p>	<p>適合</p>	<p>環境方針の具体例に、土壌浸食を防ぐこと、河畔林を維持することが記載されている。</p>
<p>10.6.6 肥料は以下の条件に合致したときのみ使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土壌分類または葉分析により、ひとつまたは複数の養分が樹木の成長の制限要因になっている。 ● 処方箋と使用の記録が保管されている。 ● データや科学的文献により、施肥に対する反応は経済的に正当である。 ● 囊状葉植物のある湿地帯などの低養分システムに対し、肥料の流出や滲出がない。 	<p>適合</p>	<p>肥料は使用されていない。</p>

<p>C10.7 病虫害の発生、火災、あるいは植物の移入を防ぐための手段が講じられなければならない。統合的な病虫害管理が管理計画の基礎部分を形作るものであるが、化学的薬物や化学肥料の使用よりも、まずは予防を行い生物的防除手段を用いなければならない。苗畑も含め、植林管理では、科学的薬物や化学肥料の使用を極力避けなければならない。化学物質の使用については、規準 6.6 と 6.7 でも触れている。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>10.7.1 人工林の基本施業手順には、病虫害、大量枯損そして侵略的な外来種の拡大に対する定期的なモニタリング措置が含まれている。</p>	<p>適合</p>	<p>森林の異変を初期段階で察知するために適宜巡視を行っている。</p>
<p>10.7.2. 管理計画には、現場で活用される包括的な病虫害管理のための方針が含まれている。</p>	<p>適合</p>	<p>ヒノキという非常に抵抗力と回復力の高い種を広範に植林している結果、害虫や病原菌の発生は最小限に抑えられている。また、樹木は虫害を最小限に抑えるために枝打ちされている。</p>
<p>10.7.3 森林管理者は、その方針と活動により化学肥料や化学殺虫剤の使用をできる限り避ける。</p>	<p>適合</p>	<p>化学殺虫剤や化学肥料は使用されていない。</p>
<p>10.7.4 森林施業の規模と頻度に応じて、火災防止及び消火計画書が作成されている。</p>	<p>適合</p>	<p>この地域では森林火災はごくまれであるが、火災防止について環境方針の具体例に記載されている。</p>

<p>規準 10.8 施業の規模と多様性により、植林についてのモニタリングには、規準 8.6 と 4 で扱われている内容に加え、現場内外における潜在的な生態学的社会的影響（例えば、天然更新、水資源と土壌生産力への影響、地域生活と社会福祉への影響等）についての定期的な評価が含まれなければならない。どのような樹種であっても、その樹種が、その地域に生態学的に適合し、他を侵略するものでなく、他の生態系に深刻な悪影響を及ぼさないものであるという、地域的試験や実績が示されない限り、大規模な植林を行なってはならない。植林のための土地取引に関する社会的問題、特に土地の所有、利用、アクセスに関する地域住民の権利の保護については、特別の注意を払わなければならない。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>
<p>10.8.1 モニタリングが、人工林の施業に関する生物学的影響及び社会的影響の側面を取り入れている。</p>	<p>適合</p>	<p>植生回復のモニタリングや地域社会との話し合いが行われている。</p>
<p>10.8.2 モニタリングでは、植林された種に起因する森林区域内外への影響、例えば景観レベルの影響などにも焦点が当てられている。</p>	<p>該当しない</p>	<p>景観レベルでの影響は、速水林業の規模では該当しない。</p>
<p>10.8.3 植林する樹種は、その地域の調査及びその他の経験的な証拠により、土地への適合性を確かめてから選択されている。</p>	<p>適合</p>	<p>10.4.3 参照。</p>
<p>10.8.4 人工林育成のための土地の獲得は、その代償無く、地域の土地所有者の権利や使用方法に負の影響は与えない。</p>	<p>適合</p>	<p>そのような負の影響は与えていない。</p>
<p>規準 10.9 1994 年 11 月以降に天然林から転換された植林は、通常、認証の対象とはならない。植林への転換に関し、森林の管理者 / 所有者に直接あるいは間接的に責任が無いという十分な証拠が認証機関に提出される場合は、認証の対象となることがある。</p>	<p>適合</p>	<p>審査チームは、森林管理者は本規準に明確に適合していると判断する。</p>

10.9.1 SCS 審査員が、天然林から人工林への転換が 1994 年 11 月以降に行われたかどうかを確認できる記録がある。	適合	過去の施業記録が確認できる。1994 年以降転換は行われていない。
10.9.2 もし転換が行われた場合は、現在の管理者 / 所有者に責任が無いことを証明できる。	該当しない	
10.9.3 もし植林地を天然林の状態に戻す計画が実施されているときには、1994 年以降に転換により形成された植林地も認証の対象となり得る。	該当しない	

1.1 論争中の問題

論争中の問題はない。

2.0 製品の追跡、識別

この章では、伐採時点から、管理が他の事業者（木材製品の購入者）に移る時点までの、木材製品のフローを追跡するために森林管理者によって採用されている手順を記載する。森林管理事業者によって示されなければならない基本的な要求事項は、認証林から生産された製品が非認証林からの製品と混ざらないようにすることである。この要求事項は FSC COC 基準への適合により達成される。SCS が速水林業森林管理グループに対し COC 認証を発行するためにはこれらの基準に対して審査を行う。

速水林業森林管理グループは「FSC 認証木材の生産販売管理について」という、丸太の取り扱いや追跡の仕組みが文書化された手順書を SCS 審査チームに提出した。この書類の確認や、速水林業森林管理グループ担当者へのインタビュー、現地確認に基づき、以下のとおり結論付ける。

2.1 認証製品と非認証製品の混在リスクの評価

全体として、SCS 審査員は、認証材への非認証材の混入が起こらないための管理状況と手順を確認した。速水林業の従業員は速水林業及び作業を受託しているトヨタ三重宮川山林の伐採作業に

従事しているが、2つの森林は地理的に離れた場所に存在するため、それぞれの森林から産出された丸太が混在することはない。また、速水氏は他の所有者から丸太を購入しない。一点のみリスクがあるとすれば、2007年より、他事業者による速水林業の土場の利用が開始されたため、認証材と非認証材が、同じ土場で取り扱われている点である。

2.2 丸太管理システムの説明

速水林業の土場においては、認証材置き場には看板を設置し、非認証材置き場はカラーコーンとバーで明確に示されており、さらに認証材には速水林業とFSCのスタンプを押すことで、非認証材とは明確に区別されている。したがって、認証丸太が非認証丸太と混ざってしまうリスクはほとんどゼロである。

2.3 COCが終わる時点

立木での販売、または速水林業、市場、製材工場などの土場での丸太の販売までが速水林業森林管理グループによる認証材としての管理になる。

また、速水林業は地元のCOC認証を受けた製材工場や木工所に委託し、製材品やまな板などの木工製品を生産している。これらの製品の所有権は速水林業にあり、その後消費者に販売される。この場合、消費者に届く時点までが認証材としての管理になる。

2.4 COCが終わる時点での視覚的識別

立木販売の場合はその森林がFSC認証林であることが証明できる書類を発行する。丸太販売の場合は、ロットあるいは1本ずつラベリングを行う。製品販売の場合は製品にラベリングを行う。